予算特別委員会

平成31年3月18・19・20・22日

葛 城 市 議 会

予 算 特 別 委 員 会(1日目)

1. 開会及び延会 平成31年3月18日(月) 午後1時00分 開会 午後6時23分 延会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

下 村 正 樹 3. 出席した委員 委員長 副委員長 増 田 順 弘 委 員 杉 本 訓 規 IJ 奥本佳史 谷 原 一 安 IJ 内 野 悦 子 IJ 岡本吉司 IJ IJ 西 川 弥三郎

欠席した委員 な

4. 委員以外の出席議員 議 長 藤井本 浩 議 員 梨 本 洪 珪 IJ 吉 村 始 川村優子 IJ IJ 吉 村 優 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

管財課長

長 市 阿古和彦 副市長 松山善 之 茂二 教育長 杉澤 要介 企画部長 飯島 企画政策課長 高 垣 倫 浩 人事課長 前村 芳 安 情報推進課長 板 橋 行 則 総務部長 吉村雅央 総務財政課長 内 蔵 清 〃 補佐 堀川雅樹 幸介

早 田

生活安全課長 竹 本 淳 逸 税務課長 勝 米 田 匡 収納促進課長 和田 善 弘 市民生活部長 松村 昇 道 市民窓口課長 嘉 則 西川 朋 子 増井 主幹 人権政策課長 布 施 憲一 都市整備部長 増井 良 之 秀 建設課長 松本 樹 産業観光部長 池原博 文 商工観光課長 吉 田 賢 会計管理者 門口 昌 義

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長中 井 孝 明書 記吉 村 浩 尚" 山 岡 晋

7. 付 議 事 件(付託議案の審査)

議第16号 平成31年度葛城市一般会計予算の議決について

議第17号 平成31年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について

議第24号 平成31年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

議第22号 平成31年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

議第18号 平成31年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

議第23号 平成31年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

議第21号 平成31年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について

議第20号 平成31年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について

議第19号 平成31年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について

議第25号 平成31年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午後1時00分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を 開会いたします。

いよいよきょうからということで、3月議会の中の予算委員会、4日間にわたると思いますけれども、そしてまた卒業式シーズンといいますか、きょうも幼稚園の卒園式がございましたし、あすは小学校の卒業式ということで、理事者の方々、また我々も大変時間が、なかなかとれる時間がございませんけれども、しっかりとこの3月議会の予算委員会、皆さんと一緒にやっていきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

なお、発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいた します。

なお、委員外議員の出席がございますので、紹介いたします。川村議員、梨本議員でございます。よろしくお願い申し上げます。

ここで、予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法について確認いたしたいと思います。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第に記載の順番に、1 議案ごと上程し、採決まで行います。

次に、一般会計及び特別会計の審査方法等については、お手元に配付の予算特別委員会の審査方法、日程(資料1)のとおり、一般会計予算については、まず歳出の1款及び2款の説明を受け、その部分について質疑を行います。続いて、同様に3款及び4款、次に5款及び6款、次に7款及び8款、最後に9款から12款までを行います。続いて、歳入は一括で行い、その後、総括質疑、議員間討議、討論、採決を行います。なお、総括質疑は市政全般に係るものとなりますようご留意ください。

特別会計予算については、歳出、歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。なお、水道事業会計予算については、歳入、歳出の順番で説明を受けますので、ご了承ください。

また、審査日程については、審査状況により多少予定が前後する場合がありますが、その 日の当初予定の費目まで行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

次に、お手元に配付の予算特別委員会の進行及び審査方法について(資料2)をごらんください。1番から3番までは、先ほど説明させていただいたとおりでございます。

続いて、2ページをごらんください。4番、質問項目は1回につき3問までといたします。 質疑回数については2回まで、3回目は発言のみとなります。なお、答弁漏れがあった場合 については、委員長の判断のもと、この回数を超えて質疑を許可する場合もございます。5 番、質疑される方は委員長が指名いたしますが、関連質問である場合はこれを優先いたしま す。6番、発言内容の制限として、会議規則第116条の規定により、発言は全て簡明にする ものとしておりますので、質疑は簡単明瞭に行い、前置き、要望は、議事進行上できるだけ 慎んでいただきますようお願いいたします。7番、質問される場合は、予算書のページ数及 び款、項、目の費目を述べてから質問していただきたいと思います。8番、理事者側におい ては、答弁者は必ず手を挙げて、委員長が指名した後、質問者が変わるごとに、所属、役職 名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、答弁者につ いては、部長または担当課長でお願いいたします。

最後に、お手元に配付の予算特別委員会時間配分表(資料3)をごらんください。委員会を進めるに当たっての時間配分の目安として、予算特別委員会時間配分表に従って進めてまいりたいと思いますので、委員を初め理事者側もご協力をお願いいたします。

以上のことについて、何かご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ご意見ないようですので、そのように委員会運営を行うことにいたします。

それでは、議案審査に移ります。

議第16号、平成31年度葛城市一般会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、まず、歳出の1款議会費、2款総務費まで、提案者の内容説明を求めます。 吉村総務部長。

吉村総務部長 皆さん、こんにちは。総務部の吉村でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、平成31年度葛城市一般会計予算の提案説明をさせていただきたいと思います。 まず、一般会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

まず初めに、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ158億300万円と定めるものでございます。次に、第2条継続費でございますけども、第2表で規定をさせていただいております。また、第3条の債務負担行為につきましては第3表で、また第4条の地方債につきましては第4表で、それぞれ記載をさせていただいておるところでございます。第5条の一時借入金につきましては、借り入れの最高限度額を35億円と定めるものでございます。また、第6条におきましては、歳出予算の流用につきまして規定をいたしておるところでございます。

それでは、歳出の1款議会費、それから2款総務費からご説明を申し上げたいと思います。 事項別明細書の29ページをお開きいただきたいと思います。

まず最初に、本年度当初予算書から事業別予算書ということで、予算書の右端の説明欄、ここに予算の款、項、目の中に含まれます取り組み、事業といいますが、その事業ごとに必要な経費をあらわしておりますので、ご承知おきをお願いしたいと思います。また、提案説明につきましても、款、項、目名と、その目に含まれる取り組みごとの事業費を中心にご説明を申し上げたいと思います。なお、本年度につきましては前年度比較が予算書では困難なため、別冊でお配りしております予算案の概要、こちらとあわせてごらんいただけましたら、前年度当初予算額との比較をさせていただいておりますので、その取り組みの簡単な概略説明等もあわせて記載しておりますのでごらんいただければと思います。

それでは、1款議会費でございます。1項1目議会費では1億8,724万9,000円を計上いた

しております。この目の中にございます事業でございますが、人件費(人事課)というところで議員報酬が15名分、それから職員給が5名分ということで、人件費といたしまして1億4,105万1,000円。それから、議会運営事業でございますけども、市議会の運営に要する経費といたしまして4,330万8,000円を計上いたしておるところでございます。また、議員研修事業では、政策課題等について、他団体の状況や専門家による研修受講に要する経費で289万円を計上いたしたところでございます。

次に、飛びまして31ページでございます。2款総務費、1項1目一般管理費でございます。 6億1,934万円を計上いたしております。この中にある事業でございますが、人件費といた しまして特別職2人、それから職員50名、嘱託員報酬15名というところでその人件費と、次 に一般管理事業で、ここでは課ごとにそれぞれ規定をしておるわけでございますが、まず人 事課分といたしまして、人事課における全般的な管理業務として1,023万4,000円。それから、 企画政策課分といたしまして、企画政策課所管の公用車の維持管理経費として145万6,000円。 それから、総務財政課の分といたしまして、市の業務に必要な郵送料等の経費といたしまし て753万円。それから、管財課でコピー代等の全般的な経費といたしまして918万9,000円。 それから、人事管理事業でございますけども、職員の人事に関する事業に要する経費として 2,739万9,000円。それから、職員厚生事業で、職員の健康管理のための経費として488万円。 それから、各種相談事業、企画政策課分でございますけども、法律相談に要する経費として 311万8,000円。それから、各種相談事業、総務財政課分といたしまして、行政相談委員の活 動支援のための経費として6万円。それから、各種相談事業、商工観光課で消費生活相談に 要する経費として88万3,000円。それから、法制執務事業、総務財政課分でございますけど も、例規の制定、改廃に関する事業で659万4,000円。それから、財政運営事業、こちらは総 務財政課所管でございますけども、市の財政運営に要する経費として641万3,000円。それか ら、入札契約事業、管財課でございますけども、適切、迅速に業者選定をするための経費と して54万4,000円でございます。

次に、36ページでございます。2目文書広報費では1,214万2,000円の計上で、文書広報事業、企画政策課分でございますが、市の行政情報を市民の皆様にお伝えするための経費といたしまして202万6,000円。広報発行事業で、広報かつらぎの発行に要する経費として896万6,000円。それから、テレビ放送委託事業で、市政情報、各種イベント等をテレビ放送により周知するための経費といたしまして115万円でございます。

次に、37ページに移りまして、3目会計管理費では604万8,000円の計上で、この目は会計管理事業1事業でございます、会計事務に要する経費といたしまして604万8,000円の計上でございます。

次に、4目財産管理費では7,489万5,000円の計上で、新庄庁舎管理事業といたしまして、新庄庁舎の維持管理に要する経費として3,683万3,000円。それから、當麻庁舎管理事業といたしまして、當麻庁舎の維持管理に要する経費として1,945万7,000円。それから、公用車の管理事業で、公用車の総括管理にかかる経費といたしまして436万3,000円。それから、市有財産管理事業で、公有財産台帳、固定資産台帳の整備及び普通財産の維持管理に要する経費

として1,186万8,000円。それから、放置車両撤去事業、こちらは生活安全課の配当でございますけども、市有地ですとか道路に放置された車両の撤去に要する経費として1万7,000円。それから、道路管理事業、こちらは建設課でございます。道路及び法定外公共物と民有地との境界を明示する経費として235万7,000円でございます。

次に、40ページに移っていただきます。5目の電子計算費でございます。5,872万3,000円の計上でございまして、電算システム共同化推進事業という事業名で、広域自治体が共同利用する基幹システムの運用に要する経費として4,892万8,000円。それから、基幹システム番号制度対応事業といたしまして、マイナンバー制度に対応する経費といたしまして701万1,000円。それから、セキュリティ対策事業で、情報漏えい防止対策ですとかコンピューターウイルス対策に要する経費として278万4,000円でございます。

次に、41ページに移っていただきまして、6目地域情報化推進費では3,020万2,000円の計上で、イントラネットシステム整備事業におきまして、市役所内のコンピューターネットワーク等に要する経費として2,770万2,000円。それから、セキュリティ対策事業で、セキュリティ対策基準、セキュリティポリシーと言われるものでございますけども、それの運用啓発に要する経費として10万3,000円。それから、総合行政ネットワーク維持事業といたしまして、行政間の専用回線、これは通称LG1回線と言っているものでございますが、それに関するシステム整備及び通信機器の保守に要する経費として183万1,000円。それから、汎用受付システム開発運営事業で、それぞれ公共施設の仮予約ですとか、大型ごみの収集申し込みを受け付けるシステムの運用に要する経費として56万6,000円でございます。

次に、42ページに移りまして、7目交通安全対策費でございます。2,626万9,000円の計上で、交通安全対策事業で、交通安全の啓発事業に要する経費として499万1,000円。それから、幼児2人同乗用自転車購入補助事業で、購入補助に要する経費として200万円。市営磐城駅前自転車等駐車場管理事業といたしまして、その管理運営に要する経費として137万1,000円。駅前自転車等駐車場管理事業で、維持管理に要する経費として140万7,000円。交通安全施設整備事業、こちらは建設課の配当でございますけども、市道における安全施設整備に要する経費として1,650万円でございます。

次に、43ページの一番下でございますが、8目自治振興費では1億9,706万4,000円の計上でございます。自治振興事業で、自治高齢者会に対する補助に要する経費として8万円。それから、自治振興事業、企画政策課分といたしまして、地域のコミュニティ活動の促進と活性化に要する経費として913万6,000円。それから、公共バス運行事業で、地域の生活交通を確保する経費といたしまして1億253万円。市民活動支援事業で、市民の広域的活動の活性化を図る経費として80万5,000円。それから、すむなら葛城市住宅取得補助事業で、定住人口の増加ですとか、地域経済の活性化を図る経費として370万円。それから、まちづくり一括交付金事業で、各地域におけるまちづくり活動に対する交付金に要する経費として5,116万円。安全・安心なまちづくり事業、これは生活安全課配当でございますけども、防犯に係る啓発ですとか、パトロール等に要する経費として205万円。それから、街灯管理事業で、街灯の設置及び維持管理に要する経費として2,245万2,000円。それから、防犯カメラ設置事

業で、カメラの設置と維持管理に要する経費といたしまして515万1,000円でございます。

次に、46ページでございます。9目企画費でございますが、2,232万2,000円の計上で、企画政策事業といたしまして、中核となる市の政策等の計画実施及び政策形成に要する経費として1,527万5,000円。それから、国際交流友好自治体交流事業におきましては、国外及び国内の自治体間の交流を図る経費といたしまして516万円。それから、情報公開及び個人情報保護審査会等事業におきましては、審査会等の運営に要する経費として129万4,000円。それから、行政改革推進委員会事業で、委員活動に要する経費として16万8,000円。それから、行政不服審査会事業で、審査会の運営に要する経費として42万5,000円でございます。

次に、48ページ、10目の公平委員会費でございます。22万3,000円の計上で、公平委員会 事業といたしまして、公平委員の活動に要する経費を計上いたしておるところでございます。 続く11目防災行政無線管理費でございますが、6,955万6,000円の計上で、防災行政無線の 整備及び維持管理等に要する経費でございます。

続く12目地方創生推進交付金事業費でございます。850万円の計上で、観光PRで、商工 観光課の配当でございますけども、外国人を含む観光客の受け入れ強化、相撲観光とその他 の観光資源を活用した周遊ルートの構築を図る経費として800万円。それから、広域連携事 業といたしまして、相撲観光を3市で連携しながら振興することで、地域活性化を図る経費 として50万円でございます。

次に、49ページに移りまして、2項1目税務総務費でございます。1億2,865万5,000円の計上で、人件費といたしまして、税務職員16人の人件費を初め税務事務に要する経費として1億2,613万1,000円。それから、税務総務事業といたしまして、税務課の総務的な業務に要する経費として173万1,000円。それから、固定資産評価審査委員会事業で、審査委員会の運営に要する経費として14万3,000円。それから、ふるさと応援寄附事業で、寄附事業に要する経費として65万円でございます。

次、50ページをごらんください。 2 目賦課徴収費では5,336万7,000円の計上で、賦課管理事業で、市税のほか総務的業務に要する経費として483万3,000円。それから、市民税の賦課事業で、市民税の賦課業務に必要な経費として643万円。それから、固定資産税賦課事業で、固定資産の賦課業務に要する経費として2,877万8,000円。それから、軽自動車税賦課事業で、軽自動車税の賦課業務に要する経費で88万6,000円。それから諸税徴収事業、こちらは収納促進課の配当でございますけども、諸税の収納対策及び自主納税の促進に関する経費として1,244万円を計上いたしたところでございます。

次に、53ページに移っていただきまして、3目過年度支出でございます。1,300万円の計上で、過誤納金還付事業といたしまして、修正申告等に伴う過年度還付に要する経費を計上いたしたところでございます。

それから、次の3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、8,673万5,000円で、人件費といたしまして、職員9名分の人件費といたしまして6,248万2,000円。それから、戸籍住民基本台帳事業で、戸籍、住民記録の届出受付証明書等の交付に要する経費といたしまして583万6,000円。それから、個人番号カード関連事業で、個人番号カードの交付ですとか、コ

ンビニで住民票、印鑑登録証明書等を発行するための経費といたしまして1,841万7,000円でございます。

次に、55ページに移っていただきまして、4項1目人権啓発費でございます。3,566万4,000円の計上で、人件費といたしまして職員3人、それから嘱託員2人の人件費といたしまして3,068万3,000円。それから、人権啓発事業で、人権問題解決に向けた啓発事業に要する経費といたしまして213万2,000円。それから、人権擁護事業につきましては、人権相談において、人権侵害からの救済を図る経費として44万7,000円。それから、男女共同参画事業といたしまして、男女が互いに人権を尊重し合える社会の実現に向けた取り組みに要する経費として102万9,000円。それから、忍海集会所管理事業といたしまして、その施設の管理に要する経費として137万3,000円でございます。

次に、57ページに移っていただきまして、5項1目選挙管理委員会費でございます。59万9,000円の計上で、選挙管理委員会の運営に要する経費となってございます。

次に、2目選挙啓発費では2万円の計上で、ポスター等の応募に対する記念品ということ でございます。

続く3目参議院議員選挙費でございますが、2,652万1,000円の計上で、本年7月執行予定の参議院議員選挙に要する経費でございます。

次、59ページに移りまして、4目知事及び県議会議員選挙費でございます。1,312万2,000 円の計上で、本年4月7日執行の知事及び県議会議員選挙に要する経費でございます。

次に、60ページでございますけども、6項1目統計調査総務費でございます。91万7,000円の計上で、統計調査員の研修等に要する経費として91万7,000円でございます。

続く2目基幹統計費でございますけども、619万8,000円の計上で、人件費といたしまして、 職員の時間外勤務手当といたしまして20万9,000円。それから、基幹統計事業という事業で、 各基幹統計の実施に要する経費として598万9,000円でございます。

次に、61ページでございます。 7項1目監査委員費では87万3,000円の計上で、監査事務に要する経費となってございます。

以上をもちまして、1款議会費、2款総務費の説明を終わらせていただきます。よろしく ご審議賜りますようお願い申し上げます。

下村委員長 ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

杉本委員。

杉本委員 それでは、よろしくお願いします。49ページ、お願いします。

この49ページの一番上の、外国人観光客の委託料から竹内峠のところまでは新規事業だと 思うんですけども、どういったことをされるのか、ちょっと具体的に教えていただきたいで す。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。よろしくお願いします。ただいまのご質問でございます。 地方創生事業で800万円の内訳といたしまして、まず外国人観光客体験型ツアープロモー ション業務委託料として200万円です。こちらは、平成31年度はオリンピック・パラリンピック東京大会の前年度であり、平成31年度後半から平成32年度前半にかけて多くの外国人観光客の来日が予測されることから、来日する外国人ツアーの行程の一部に相撲体験を組み入れるよう国内外の旅行代理店等に働きかけるため、奈良県ビジターズビューロー等と連携して、東京から関西にかけて周遊する外国人観光客を主なターゲットにして国内外の商談会や博覧会へ出展する経費、また竹内街道に関するプロモーションの経費として、200万円を計上させていただいております。

次に、観光ボランティア団体育成業務委託料の50万円でございますが、こちらにつきましても市内観光ボランティア増員や育成、観光客に対しての相撲甚句を披露するためのボランティア団体、けはや相撲甚句会の体制の強化等の整備が必要であるため、観光ボランティアの会及びけはや相撲甚句会の人材の教育・育成を関係機関等に委託して実施するための計上をさせていただいております。

続きまして、450万円計上させていただいております葛城市内観光地周遊ルート作成業務 委託料でございます。平成30年度に現地調査した市内観光地周遊ルートの基礎資料をもとに、 ストーリーと持続性を持ったモデルコースについて分析し、来訪者、旅行代理店等に対する ニーズ調査を実施、さらに、滞在型観光につなげるための広域周遊ルートについての基礎資料となる葛城市内観光地周遊ルートを制作する委託経費として、450万円を計上させていた だいております。

次に、竹内街道広域連携事業委託料100万円でございます。平成30年度の広域連携によるイベントによる機運情勢を具体的な観光商品開発及びPRの好機と捉え、共同で申請を行った関係自治体であり、街道の原風景が残る隣接の大阪府の太子町と共同による近畿圏でのセールスイベントを開催するための経費として、100万円計上させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いします。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 ありがとうございます。インバウンドで、大阪とかではすごい力入れてはって、すごいお金が収入として入ってきているんですけども、これによって外国人観光客の経済効果とか、見込み量というのは、見込みは立っているんでしょうか。お聞かせください。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課の吉田です。ただいまのご質問でございます。

インバウンドで、観光客の方も増加しております。現在、相撲館でもインバウンドツアーとしまして相撲館ツアーをやっているところですが、そちらにつきましても前年度比、かなりの増加をしているところでありまして、今後、大阪観光局ともいろいろ打ち合わせをし、観光アドバイザー会議でもいろいろとアドバイスをいただきまして、それでインバウンドの拡大に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 具体的な数字はあんまりわからなかったということなんですけど、私もインバウンドに力

を入れてもらうのはすごくありがたいことで、すごくいいことだと思いますし、葛城市、相 撲の力をしっかりとアピールしていただきたいんですけども、しっかりと頑張っていただき たいです。

以上です。

下村委員長 ほかに。関連で。

奥本委員。

奥本委員 ただいまの杉本委員の質問の関連でお伺いしたいと思います。

この外国人観光客体験型ツアープロモーション業務委託料なんですけども、先ほどのご回答では県のビジターズビューロー、これに委託するということなんですが、これまで私、12月議会でも一般質問させてもらいましたけども、県のビジターズビューローをわざわざ通す理由というのがちょっとよくわからないです。規約上を見ても、やっぱりこれは一般民間旅行者扱いになっていて、ほかのところに委託するよりも割高になっていると思うんですけれども、今回、これで新規で入っていますけども、これまでもビジターズビューローには幾らかのお金が出ていたかと思うんですけども、それがどこだったか、その金額が幾らだったかというのがまず1件。

それから、観光ボランティア団体育成業務委託料の、これも特定団体の相撲甚句会だけが、なぜこれだけの金額が入るのかということです。相撲甚句会というのは、これも12月の質問で言いましたけども、ビジターズビューローのパッケージとして甚句会を使うということになっていて、そちらの方にビューローから払われているかと思うんですけども、それをなぜまた市から独自にこれを補助するのか、その2点お願いします。

下村委員長 吉田課長。

吉田商工観光課長 商工観光課、吉田です。ただいまのご質問のまず1点目、ビジターズビューロー の負担金についてです。

まず、ビジターズビューローの内容ですが、ビジターズビューローは奈良県が出資のもと、県の観光施策等に基づき、観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された一般財団法人です。具体的には、外国人向けの旅行商品・コンテンツの造成、海外におけるプロモーション、ファムトリップの実施、着地型旅行商品の企画造成、マスメディアへの情報発信、観光事業従事者の人材確保及び資質向上のための事業等を行っております。相撲館ツアーはビジターズビューローの企画によるツアーでして、そこでそのツアーの強みを生かして相撲観光のPRということで、ビジターズビューローの商品を使う場合はビジターズビューローを通すという形で、ビジターズビューローとのつながりを持っております。次に、甚句会の方ですが、相撲観光をPRする中で、葛城市相撲甚句会の方はかなり熱心に活動もしていただいております。そこで、先ほどのビジターズビューローの中でも相撲甚句会で甚句を披露していただきまして好評も得ておりますので、相撲観光をPRする上で甚句会の方と、またほかのボランティア団体を育成するための費用として計上をさせていただいております。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ちょっと質問の答えになっていないかと思うんですが、まず1点目のビジターズビューローなんですけども、今日やりませんけど、農林商工費のところでもビジターズビューローの負担金というのがあって、これまで幾ら払っているのかということをちょっと私、1点目としてお聞きしたかったんです。だから、それとダブっていないかということです。

2点目の方は、相撲甚句会がビジターズビューローから今のパッケージでお金もらっては るのに、これで払ったらまた二重取りにならないかということをお聞きしたんですけども。

下村委員長 質問の内容はおわかりですな。理事者の方。

池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問の、ビジターズビューローの負担金ですけど、観光費の方で毎年3万円という形の中で組ませていただいております。ただ、今の地方創生の中におきます観光地周遊滞在事業という中で、ビジターズビューローの方に委託というのもあるんですけれども、去年から海外、中国の方もたくさん来ていただいて、ビジターズビューロー以外の部分もたくさん出てきております。そういった方とも連携しながら今後やっていくという形で、ビジターズビューロー等という形の捉え方を今、させていただいているところでございます。

それともう1点、観光ボランティアの方ですけれども、相撲甚句もそうなんですけれども、 今、観光ボランティア団体、観光ボランティアの会というのがたくさん協力もいただいてお ります。それと同じくして、今後インバウンドに向けた中での英語通訳という部分も踏まえ た観光というのを捉えていく中で、今の事業を行っていく予定をしております。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 これ、質問はできないんですよね。

下村委員長 もう言うだけやね。先ほどのお金のことをはっきりと聞きたいわけですね。

奥本委員 いや、それはそれでもういいんですけど。

下村委員長 ほんなら、質問してください。答弁でまたお答えします。

奥本委員 今のご回答は理解できました。となると、ビジターズビューローに対して、毎年これとは 別枠で3万円払っていらっしゃるということですけども、その3万円が果たしてどれぐらい の観光客、市に、相撲館の受け入れにつながっているのかという、これ200万円にふやした ところで、どれぐらいの予測が立てられているのかというところなんです。その辺、質問1 つ。

さっきのボランティアの件に関しましては、了解いたしました。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ビジターズビューローの3万円につきましては、通常のビジターズビューローと連携した 事業を行っている中での負担金という形で3万円をお支払いさせていただいておりますけれ ども、次年度平成31年度に事業委託を行っておりますビジターズビューロー等との委託につ きましては、今以上をまた踏まえた外国人の観光誘致に向けて、どういう形でできるかとい うのを考えているところでございます。

下村委員長 また、何か関連のときに、また言ってください。

ほかに質疑はございませんか。

增田副委員長。

増田副委員長 ちょっと関連でお尋ねしておきます。

地方創生の推進交付金ということで、2分の1の事業をやっていただいているということで、市内観光周遊ルート作成業務で、この手の事業は非常に、過去から市内を見ておりましても2年に一遍新しい看板が建っているような状況で、竹内街道の看板があっちにもこっちにも形の違うものがあるとか、それから名所旧跡の看板も、いろいろとそのときそのときの看板をつくっていただいて、新たにまたこの周遊ルートと。既に今、周遊ルートというのが作成をされているかと思うんですけども、今までと違ってどういうコンセプトで、この新たな市内観光周遊ルートを作成されようとしているのか。ないことないと思うんです。私も商工観光課の窓口にパンフレットたまに見ますけども、何種類かのパターンのルートがあると思うんですけど、それよりも今、更にと、グレードアップといいますか、わかりやすいといいますか、そういうものを目指しているんだということを、ちょっとお尋ねをさせていただきたい。

それから、竹内街道もしかりでございまして、これは先ほどお話ありましたように、広域のイベントの協力金、そういう広域でやられている部分の事業にかかる経費みたいなお話でございましたけども、以前にもこのことについてお尋ねをした、一般質問でもお尋ねをしましたけれども、ある程度の広域の補助金がありまして、で、それ、広域で使う場合はその国からの、日本遺産向けの補助金を運用することができると。こういうふうな説明を伺った記憶がございますけれども、この事業に関してはそれと全く違うものなのか、それを2点目、お聞きします。

それから、全く話は変わりまして43ページでございます。総務費の、交通安全対策費の43ページ、市営磐城駅前自転車等駐車場管理事業費、現状、磐城駅前駐輪場は駐輪場としての機能は果たしていただいているんですけども、私の記憶では2階が使用できない、これは使用する人が少ないから使用していないのか、使用できる状態じゃない、言いかえると危険な状態なので1階だけを使用しているのか、その辺のところをお尋ねします。3点、お願いします。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。

ただいまのご質問の1点目、周遊ルート、市内観光地周遊ルートの作成業務委託料でございます。これにつきましては今年度、平成30年度におきまして、シーズ調査として現在葛城市の旧街道を中心とした資源を再発掘させていただいております。今後、平成31年度におきましては今度ニーズ調査、ですから来ていただく方がどれだけ望んだ形で来ていただけるか、ですからこちらが持っている資源と、向こうが望んでいるか、要望の資源というものをいか

にリンクさせられるかどうかを調査する目的で、来年度の地方創生としてこの事業を執行させていただきたいと思います。

それと、竹内街道の件でございます。これにつきまして、現在日本遺産の事業としまして、堺市等を含めまして10市町村足す県、大阪府、奈良県入れまして、12の各行政が事業をしていただいておりますけれども、その中で今回行います太子町につきましては、どうしても12の行政が一緒にしますので、なかなか統一された事業体系しかとれないというのが現在の日本遺産の事業でございます。この地方創生で行います太子町との共同事業につきましては、同じような自然条件、環境条件を持っている太子町、葛城市が日本遺産の竹内街道に向けまして、いかに全国的にPRできるかをお互いに共存、共栄しながらやっていきたいという形の中で、この事業を執行させていただきたいと思っております。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの増田副委員長のご質問でございますが、市営の磐城駅前駐輪場につきましては、 2階の方は今現在使用しておりませんが、こちらの方は使用できないということではなく、 乗降等踏まえ利用者の方の減を見て、1階で対応できるということで、今現在使用を控えさ せていただいている現状でございます。

以上でございます。

下村委員長 增田副委員長。

増田副委員長 ありがとうございます。周遊ルートにつきましては、もう少し市内の観光の、そういう観光地を深堀りしてもっと見出して、それを周遊ルートに当てはめていこうと、こういうお話かなと思います。私も前にそういうふうなお願いもして、というのは、点としてある観光資源を線で結んで周遊の中に入れていくという、そういうイメージかなというふうに思いますので、葛城市内には高野街道とか下市街道とか伊勢街道とか、何百年も前から伝わっている竹内街道を中心に道に沿った観光資源というのがあるので、そういう1つのつながりの周遊ルートというのは、これは葛城市にしかなかなかできないような観光振興事業かなと思いますので、ぜひともそういうイメージで、早く新しい、線で結ぶ観光地パンフレットの作成をお願いしたいと思います。

それから、この日本遺産の12団体の足並みをそろえる事業とは一体何ぞやと、逆に言うと、日本遺産でいただいている年間予算4,000万円でしたっけ、これってフルに活用されているのかなと、非常に日本遺産をしていただいた成果というのは、こういう国からの支援を有効に使うことが、この遺産に選んでいただいた一番のメリットかなと思いますので、これ、12みんなで一緒に動かなあかんのか、みんながうんと言うたら葛城市に持って帰ることができるのかも、もう一度研究していただいたらどうかなというようにも思います。

それから、磐城駅前は使用者が少ないということです。ただ私、見て、見るからに、余り表現を考えんとあかんねんけど、見るからに見苦しいといいますか、そういう状態のように見えます。先ほど私、使えないんかって、使えないような、ペンキが剥がれているとか、危険な状態であるならば解体も含めて今後どうするかということもご検討いただくべきかなと

いうように思いますけれども。

下村委員長 池原部長。

池原産業観光部長 産業観光部の池原でございます。ただいまの増田副委員長のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

日本遺産の件でございます。日本遺産につきましては12団体で構成されておりますけれども、やはり団体で構成されている以上その団体が共有する案件、ですから例えば日本遺産のホームページをつくるとか、また、その12団体を共有するウオーク自体のポイントを作成するという形の中で、各団体に共有する項目を、この日本遺産の事業で実施していると。ですから、各団体のみに固執するような形になる場合につきましては、各行政団体の方で事業を執行するような形になっております。

以上でございます。

増田副委員長 いや、使うてんのかって。

池原産業観光部長 使うてます。毎年各団体が、この日本遺産12団体が寄りまして、いろいろな事業 の詳細を打ち合わせしながら事業執行しております。ですから、今現在ホームページとかも 完成されて、現在執行しているところでございます。

以上でございます。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。

ただいまの副委員長の質問でございますが、今現在見苦しい、塗装も剥がれているというような現状ということでございますが、定期的な確認等しながら対応はさせていただいておりますが、再度確認しながら維持管理も徹底させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

増田副委員長 ありがとうございました。また日本遺産の12団体の活動がどのように年間されている のかというのも、機会があったら教えていただけたらなと思います。

それから、磐城駅前の駐輪場ですけども、私、はっきり言うて、要らんのやったら早うぶっ壊して、イメージを更地じゃないですけど、駐輪場というふうにされた方がいいんかなというふうな思いをしていますので、ファシリティマネジメントのところに入ってくるのかなと思いますので、またご検討いただけたらと思います。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

内野委員。

内野委員 よろしくお願いいたします。

ページ数32ページでございます。1目産業医報償費、この内容と、この産業医なんですけれども、葛城市においては1名かなというふうには思うんですけれども、日ごろの庁舎の、毎月か2カ月に一遍か、ちょっとまた教えていただきたいんですけども、職場の方の巡視をして職場環境の確認を行っていただいていると思うんですけれども、それとはまた別に、10項目ほどあるんですけれども、どういうふうな項目をしていただいているのかというところ

を教えていただいたらなと思います。

2つ目が、ページ数が34ページです。1目職員厚生事業の13節の委託料、職員定期健康診断委託料なんですけども、これは毎年7月に職員の方の健康診断を行っていただいていると思いますが、この平成30年度の実績について、お聞きさせていただきたいです。

もうあと1点なんですけれども、ページ数40ページでございます。4目の12節役務費、放置車両撤去手数料1万7,000円ほどなんですけれども、これは私の中では市内に放置してある自転車を撤去する費用かなと思うんですけれども、内容というか、パトロールをされて、どのようにこの自転車を撤去されるのかというところをちょっと教えていただけたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

下村委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしくお願いいたします。

内野委員の質問について、まず1つ目ですけれども、32ページ、産業医の報償費18万円につきましては、葛城市産業医報償費支給基準に基づき、18万円を支給させていただいております。そして、これの内容ですけれども、衛生委員会というのを開催いたしまして、そこへ出席をいただきます。そして、職員健康診断を毎年7月に3日ほどかけてするんですが、その結果を受けた精査及びこれに基づく職員の健康指導を5回ほどに分けて行っていただきます。また、同時にメンタル面の健康相談についても指導をいただいておりまして、休職等の職員についての相談、指導等プログラム、復職プログラム等についての相談、指導をいただいております。このほか、新規採用職員の採用時の健康診断もお願いしているところです。

2点目ですが、職員の健康診断についてですが、平成30年度の実績について申し上げさせてもらいます。共済組合員と、それからその他職員、対象人数が526人に対して受診者数が449人で、受診率が87.8%、これは人間ドックを受ける者を除いた場合、87.8%の受診率になっております。この受診率というのは育休・産休者も除きますので、他市等に比べたら高い方ですが、更に向上に向けて促進するなりを努めているところでございます。

以上です。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。よろしくお願いします。

ただいまの内野委員の質問でございますが、放置車両撤去事業ですが、今ご質問いただきました自転車等の車両撤去費用でございませんで、こちらは市有地、市道等の放置されている、四輪車両等自動車等で放置があった場合にそれを一定期間、所管の管理者の方から周知をさせていただき、法的に手続するときに処分する場合の費用でございまして、ここ数年は予算は計上させていただいておりますが撤去事例がございませんので、枠どりの計上でございます。今、お尋ねの自転車につきましては、今年度は計上はさせていただいておりませんが、昨年度まで交通安全対策費の中で、放置自転車の撤去費用として委託料で計上させていただいておりましたが、その方につきましては、一昨年度に市のクリーンセンターができました関係で今までは業者委託で処分をさせていただいておりましたが、今現在は職員によりトラック等での持ち込みで、クリーンセンターの方での処分ということをさせていただいて

いるのが現状でございます。
以上でございます。

下村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。失礼いたしました。車の市道にとめてある撤去ということで。それと、また課長の方から自転車のことも詳しく教えていただいて、ありがとうございます。前村課長の方からは、産業医のことと健康診断のことをお答えいただきましたけれども、内容を聞かせていただいて、いろいろと5回の健康指導とか、またメンタル面の健康相談もしていただいているということなので、受けられる方もおられるんですよね。なので、対象人数、健康診断の対象人数なんですけども、これは昨年よりちょっとパーセントが減っているということは、人間ドックの方を受けられる人の方が多くなってるんかなというふうに、そのように理解をしてもよろしいでしょうか。また、昨年よりもこの健康診断の受診率というのは下がっているのか、上がっているのかというところもちょっと、おひとつ聞かせていただけますでしょうか。

下村委員長 前村課長。

前村人事課長 まず1点目の、メンタルチェックで引っかかった職員につきましては、受診をこちらの方から紹介をいたします。産業医の先生についてもそのような指導をされるところですが、それ以上の、受診するかしないかについては強制はできないのでということを先日も衛生委員会の中で、今年度は當麻の下村先生にお世話になっておったんですけれども、先生もコメントをしていただいていたところです。それから、健康診断の受診率が前年比較等で増減する理由ですが、7月に実施するんですが、そのときの事業等の影響もはっきり言ってあるかと思います。そこらについては工夫をしながら、できるだけ朝一番の時間にクリーンセンターとか保育士職員が受診できるようなことを考えながら、場所の設定もしておるところです。今後とも努めていきたいと思います。

下村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。 以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

西川委員。

西川委員 ちょっとお聞きします。46ページ、企画費、9目、それの中で、1つはこの市政検討委員会というのを去年も今年も、54万円、54万円と、こういうふうに報償費が上がってるねんけども、これは、どなた、何人ぐらいおられてどんなふうな作業をしてはるのか。大体想像はついててんけど、ほぼ道の駅もいろいろと片づいてきて、ほいで後、この市政検討委員会って、まだこれ同じようにやっていくのか、これをちょっとお聞きしたい。どなたかということやね。それを答えられへんねやったらあれやけど。

それと新たに出てきてある、質問は質問やけど、教えてもらいたいというようなことやけども、防災行政無線の管理事業の中で、新規で、これ工事費で6,600万円ほど上がっている、この移動系防災行政無線のデジタル化というのを、具体的にどういう事業をされるのかとい

うことを教えていただきたい。この業者そのものは、今防災行政無線をやっている業者さんが同じようにやるんか、ここのところでどういうふうな大きな金額、どういうふうなことになるのか教えていただきたいということと、今、この防災の行政無線に切りかわって今2年ぐらいやねんな。それで市民の方々からの、当初はいろいろとやっぱり聞こえにくいであるとか、置く位置によったら入らへんとかいろんなことがあって対応をしておいていただいていると思いますけれども、その後の調査または市民の方々の使い勝手というか、そこらが余り、そんなに支障なく使われているのかどうかというふうなことも含めて、ちょっとお答えいただきたい。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの西川委員のご質問、市政検討委員会についての、まず構成員でございますが、 委員長が弁護士の竹橋正明氏でございます。また、公認会計士といたしまして三馬忠夫氏、 その2名以外に、職員側といたしまして副市長の松山、それと公表いたしておりませんが職 員の1名ということで、合計4名の構成員で現在構成されております。それで、平成30年度 の実績なんですけども、合計で現在までで8回開かせていただきまして、その中身について は、まず地方創生事業の効果検証という役割もしていただきまして、その先生方に事業についての講評をいただいております。それと、道の駅事業についての新たに出ました疑義についての諮問をさせていただいております。

以上でございます。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。ただいまの西川委員の質問にお答えさせていただきます。まず、こちらの新しく工事請負費で上がっています移動系の防災行政無線のデジタル整備工事につきましては、一昨年度より整備をさせていただきました防災行政無線のデジタル整備工事とは別のものでございまして、こちらは現在運用中でありますアナログで移動系の防災行政無線ということで、市の基地局で構えて、移動系のトランシーバー型で災害時なり各消防団等での車載とか、移動用無線機として配備させていただいているもの、現在全てで44台ございまして、それをこちらも平成34年度に総務省の方でのアナログ電波の送信が終了されることに伴い、それに向けて運用できなくなることに伴いまして、移動系の方もデジタル化の防災行政無線に整備するものでございます。それと、お尋ねの業者につきましては、こちらも別事業でございますので改めて仕様等作成させていただいて、新たに業者選定から入っていく準備でございます。よろしくお願いします。

あと、さきの整備の、防災無線の整備後についてでございますが、こちらにつきましては整備後若干名ですが、こちらはアナログと違いまして、入っていたのが微妙なところで入らなくなるということもございまして、定期的に改めて職員が出向き、電波状況を確認して新しい位置に置けるように努力させていただいて、整備させていただいているところでございます。

対応としては以上でございます。よろしくお願いします。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 すいません、先ほど西川委員のおっしゃいました平成31年度以降の予定について なんですけども、平成31年度以降につきましても、市政検討委員の役割といたしまして市政 の検証、問題に関する洗い出しなどあります。その中で地方創生事業の評価、効果検証という部分がございますので、その点についても実施、来年度以降もしていく予定でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 4名いうけども、この54万円はお2人やということやな。2人は職員やから。ほんで、来年度は道の駅のことに関してはいろいろと、それは落ちついてきてなくなってくるのか知らんけれども、引き続いてそういうふうな市長の諮問機関としては必要やと、こういうことで同じ金額を上げてられると、こういうことでんな。

この移動系のアナログというのは、今の救急車やとか消防車やとかそういうところを、移動系というのはそういうのじゃなしに、トランシーバーを持っているということなん、ちょっとこれ、ようわからんねん。その移動系のというのを6,600万円かけて、その移動系というのがようわからんので、ちょっと教えて。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。

ただいまの西川委員のご質問でございますが、移動系につきましては現在広域化された葛城消防署の車両等に積載させてもらうのではございませんで、市の方の基地局で、あと移動系のトランシーバー型の移動系の無線機と、それを一部、各消防団の方のポンプ車等の車載につけさせていただくのと、幹部クラスにお持ちいただいている無線機とをあわせたものでございまして、広域消防の方は別途別の無線機を、こちらはもう既にデジタル化されているものをお持ちされて活動されているということで、あくまでも災害時等に、一部火災活動等にも使うものでございますが、そういった場合の緊急通信手段ということで準備させていただいているものでございます。市の方に備えつけの分につきましては、災害時に対策本部であったり現場等活動する職員が持って出向いて、現場等との連絡をとるものになっておるという状況でございます。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですか。

西川委員 いや、聞かれへんねや、もう。

分団の人らが持ってはるものと、市職員なんかも持っているものと、それをデジタル化するためやということやな。そういうことやな。分団の方の幹部の人やとか、その辺が今、持ってはると。で、市職員も持っていると。それがもう使われんようになるから、アナログでは。せやから、それを機種全部入れかえて、さっき台数言うたな。それを入れかえる工事やと、こういうことやな。

下村委員長 台数は先ほど、何か、44台言うてはりましたね。

竹本生活安全課長 すいません、先ほど台数につきましては、44台というのは今現在の台数でございまして、整備後は基地局1局と車載用10局、トランシーバー型の分について50局であわせて

60台を、整備をあわせて考えておるものでございます。 以上でございます。

下村委員長 60台ということですか。よろしいですか。

西川委員 ええ。何やわからんけど。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 よろしくお願いします。今回の一般会計予算から説明が大変、事業別ごとで詳しくなりまして、非常に審議しやすくなったなと思っております。大変努力いただいたことを感謝いたします。それでは、ちょっと質問をさせていただきます。

31ページです。2款総務費、1目一般管理費の中の1節報酬というところになりますけれども、嘱託職員15名となっております。この内訳、どういう仕事をされている方なのかということを、ちょっとお伺いします。

それから、同じくその下の、3の職員手当等の中の宿日直手当、これ4万9,000円となっているんですけれども、この単価と、どういうことで予定されているのかということをまず1つ、お聞きしたいと思います。

それから、3つ目になりますけれども、37ページになりますけれども、2款総務費の4財産管理費の中の、これは13節委託料になりますか、清掃委託料ということで新庄庁舎の方は291万5,000円となっているんですが、その下の、38ページの、同じくこれ當麻庁舎の方は315万7,000円となっております。水光熱費等を見ましたら、やはり新庄庁舎の方が圧倒的に床面積も大きいわけでして、そういう点からすると、この差額がどうして出てきているのかということについてお伺いします。これについては當麻文化会館、それから新庄のマルベリーホールの文化会館でもかなり清掃費、床面積とあわせて、當麻の方の庁舎とか文化会館の方が非常に高くなっております。このことについて、ちょっとお伺いします。

下村委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしくお願いいたします。谷原委員のご質問について説明させていただきます。

まず1点目、嘱託の15名の内訳でございます。これにつきましては、新庄庁舎6名、當麻庁舎6名それぞれの宿日直者の嘱託、これで12人、そして今現在人事課に籍を置いていただいている奈良県警察OBの方の嘱託分、そして、職員再任用を終わって1年嘱託という期間を置く分でございます。

それから、2点目の宿日直手当の積算ですが、単価としては1日1回当たり4,400円で、 これは主にコミュニティセンターにおける宿日直分を見込ませていただいております。 以上です。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田です。よろしくお願いします。ただいまの谷原委員の質問でございます。 新庄庁舎の方の清掃委託料の方が安い、當麻庁舎の方の清掃委託料の方が高い原因でございますが、新庄庁舎の方は3カ年の長期契約で、平成29年6月1日から平成32年5月31日ま での3カ年契約で、株式会社文政さんと清掃の委託契約を結んでおります。

続きまして當麻庁舎の清掃委託でございますが、単年度契約で、日常の清掃業務につきましてはシルバー人材センターと結ばせていただきまして、定期清掃分、これにつきましては、 株式会社文政さんと定期清掃を結ばせていただいておると。そういった理由で、新庄庁舎の 方が1年間の単価としては安くなっておるという理由でございます。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず、嘱託の中で12名が宿日直員ということですけど、再度質問いたしますけれども、これは2名複数で夜、この庁舎を守っていただいていると思うんですけれども、この2名である理由について、つまりこれは2名の方が1名欠けてはあかんのか、あるいは外へ出ることができるのか、その2名体制になっている理由についてお伺いします。それから、2つ目ですけれども、宿日直手当が1日4,400円ということで、コミュニティセンターの分ということでありますけれども、昨年大雨が降って、そして避難勧告が出て、いきいきセンター、ゆうあいセンター、それぞれ開設されました。私も行ってみましたけれども、夜、住民の方が、特に高齢者のひとり暮らしの方、夜、風が吹く中でがたがたするのが恐ろしいと、でもここへ来たらお風呂もあるし、皆さんもおられるし、何より市の職員さんもおられると。朝は、何かアルファ米をいただいたということで帰っていかれたということがあって、今後例えばこういう災害時、雨がよく降って、避難勧告でそういう形でちょっと、2回目はもっとふえたと思うんですけども、そういうこともありますので、宿日直、こういうことが出てくるのではないかと思うんですけど、そこら辺の見込みがどうなのかということをお聞きします。

それから、3つ目でありますけれども、言ってみれば新庄、當麻でいえばシルバーさんが入っているということなんですよね。私自身も退職後シルバーやってみて、シルバーさんのご意見を身近に、自分もやってわかったわけですけれども、やはり高齢者の方が働く上では、やっぱりシルバーの方の賃金は高いんです。できるだけシルバーを、回数をふやしてほしいと。特に女性の方など、軽作業をされる方のシルバーの雇用というのは僕は大事だと思っているので、これが新庄の側になくて當麻側だけあるということであれば、やはりもうちょっと考えていただけないのかなと思うことで、ちょっと質問させていただいたんですが、これは庁舎、先ほど言いました文化会館とか、ほかの面でもそうなっているのかどうか。言ってみれば2町が合併してから、ちょっと行政上のいろんなことが違いがあって、そういうことはやはり基本的には合わせていくということも大事じゃないかと思うので、その点について再度、ほかの部分ではどうなのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

以上、3つです。

下村委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。ただいまの質問ですけれども、まず宿直嘱託員が2名の理由ですが、当直員の主な仕事といたしましては、5時15分から翌朝の8時30分までの電話問い合わせの対応、そして来庁者の対応、それから戸籍、主には死亡届の受理、それに伴う埋火葬

の許可、そして庁舎内の巡回ということになっております。例えば、庁舎内を1人が巡回しておるときに電話が鳴りますとか、あるいは来庁者が裏の夜間の受付から来られたときに対応ができないということになりますし、また戸籍等いろんな対応のときに、言った言わんのということになってもいけません。それから万が一の、健康状態を害したときにということで、1人では夜間の勤務としては適切ではないのかなというところから、最低2人は必要であるという考えから2人対応をとらせていただいております。

それから、2点目の災害等に対応していく今後の見込みですが、現在は災害発生時には事業部を中心に、またそれ以外の部署においては管理職が、災害対策本部が設置、事前等で集まってまいりまして、今言っていただいているいきいきセンターとかゆうあいに詰めて対応させていただいておりまして、超過勤務、あるいは管理職特勤で対応させていただいておりますので、今後につきましては推移を見守りながら、今の状況でと思っております。

下村委員長 早田課長。

以上です。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしくお願いします。

庁舎の清掃業務につきましてですが、もともと當麻町につきましては、シルバー人材センターにお願いしておったという経緯を現在も継続しておると。新庄庁舎につきましては、3,000平方メートルを超えますのでビル管理会社に、もともと新庄町時代は近鉄ビルサービスでお願いしておったという部分が業者委託という部分で、継続的にそういった活用をさせていただいております。ほかの出先機関の清掃業務の委託につきましては、ちょっと管財課では把握しておりません。

ただ、委員おっしゃるように、シルバー人材センターで活用できる部分ということにおきましては、新年度につきまして、管財課で、今年度管財課4名の体制でスタートいたしました。そういった部分で市有財産の草刈りの方なんですが、それにつきまして今年度は管財課の職員4名で草刈りの方をさせていただいておりました。どうしても年間2回、3回の草刈りになりますと、職員全員出払うと窓口の対応ができない部分もございますので、新年度につきましては、市有地の草刈りについてシルバー人材センターの方を活用させていただいて、職員の現場作業をちょっと軽減させていただくという予算要求をさせていただいております。以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 それでは、最後言いっ放しになりますけれども、1つは宿日直の問題です。今、2名複数 必ず必要だということでお話があったと思いますが、問題は、私が聞いておりますのは、有 給休暇がとれないと、有給休暇が。

この間、退職者の方が退職前にまとめて有給休暇をとる、それはとれるわけです。法律上は、使用者側は時期をずらすということはできるけど、退職前だったら時期ずらしようがないから、全部とらさなければいけないと。そしたらどうなるかということが起こるわけです。それは以前は職員さんが当たってこられて、ずっと輪番で当たってこられた歴史があるから、その分職員さんにお願いするということになろうかと思います。つまり、そうなると宿日直

の手当、本来は有給がとれるような配置にしておかなければいけないのになかなか有給がとれなくて、中で調整しない限りとれないというふうな奇妙なことが起きているので、とりわけ土曜、日曜日も宿日直されているわけです。そうすると冠婚葬祭等があったりありますから、そうしたときにちゃんと対応するために、ここのところはちょっと考えていただきたいと。今後有給休暇が宿日直員の方に必要なときにとれるようにしておかないと、複数必ずいるということでありますので、そのときは職員さん対応になるのかもわからないし、ほかの手もあるかもわかりません。私は、職員さんがやるというのが決していいとは思っていないんですけれども、何らかの手だてで、この宿日直員の方の有給休暇がちゃんととれるようにしていただきたいと思います。

それから2つ目ですけれども、宿日直の件でこれリンクするので、ここはもうちょっと柔軟に予算対応をお願いしたいということです。

それから、3つ目ですけれども、先ほど述べましたように、やはりシルバーの問題です。 先ほど申しましたけれども、高齢者の方の雇用の観点からシルバー人材を活用しようという ことでありますけれども、大変来られている方はもっと仕事が欲しいというふうにおっしゃ っていますので、そこら辺は今後検討していただけたらと思います。

以上です。

下村委員長 ここで、暫時休憩いたしたいと思います。

休 憩 午後2時31分 再 開 午後2時40分

下村委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質問はございませんか。

杉本委員。

杉本委員 43ページ、幼児2人同乗用自転車購入補助事業についてお聞きいたします。

これ、自転車で2分の1に相当する4万円限度の補助なんですけども、昨年と同じ予算が上がってきているんですけども、昨年の利用状況というか、状況をお知らせください。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。どうぞよろしくお願いします。ただいま杉本委員の質問 に対してお答えさせていただきます。

幼児2人同乗用自転車購入費の補助事業でございますが、昨年度平成29年度におきましては41件で決算額が158万2,000円でございます。今年度につきましては、3月現在、30件で113万6,000円でございます。

現状としては以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 僕も、この補助すごくいい補助だなと思うんですけども、200万円の予算に対してちょっとまだ利用状況が少ないみたいなんですけども、もっと皆さんに周知していただくためにどういった努力をされているか、ちょっとお聞かせいただきたいです。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本でございます。ただいまのご質問でございますが、確かに昨年に比べて今年度、申請件数なり実績がちょっと下がっているのは現状でございます。周知、広報としましては、市の広報紙、並びにホームページ等で周知をさせていただいておりますが、若干の下がり具合と、昨年度は当初予算160万円で今年度が200万円ということで、こちらにつきましては増額させていただいた経緯というのは、申請件数が3、40件の平均というのはずっとここ数年は続いてございますが、先ほども言いました限度額4万円ということで、その申請の中で通常の電動じゃない自転車につきましては、2、3万円平均での補助になるんですけども、電動アシストつきとなれば上限額の4万円ということで、1機当たりの単価もふえてきているということも加味させていただいた中での予算の増額傾向で、今年度から上がってきているような状態で、ちょっと収支が足らなかった分については、今後また、鋭意努力させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 予算は200万円なんですけれども、せっかく200万円つけていただいているので、懸念するのは、買ったけどその補助知らなかったという方がおられないように、できるだけ、いい補助やと思いますので、子どもたちの安全のためにもしっかり広めるように、これからもちょっと、できるだけ予算額いっぱいまで持っていけるようによろしくお願いいたします。以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、質疑をさせてもらいます。

まず初めに、平成31年度の予算に入る前に、繰越しの関係がよく、時間がなかって聞かなかったわけですけども、毎年言うとる、繰越し、非常に多い。今年については21事業ぐらい繰越しになっているということと、それで平成30年度の予算で、もう今3月、あと2週間でしまいという日まで来ておるわけですけども、今の段階で全ての検証はされへんと思いますけども、大体もう今の時期になって、予算の執行について検証されているというふうに思っております。例えば、まだ未執行の発注等があるとしたらどのぐらい予想されるのかというようなことを、もう今、きょうは3月18日です。俗に駆け込みというのか、そういう執行が今現在ないのかどうか、私は今、恐らくかなりの事業がどんどん決済に回ってきているの違うんかなと。

それと、要は入札関係についても、いわゆる入札出して、見積もりの期間というのは決まっておるわけやから、そういうことも逆算した中で発注されているというふうに思うわけやけども、そういうような格好の中でまだ発注されていない分があるのかどうかいうことを、まずお聞きをしたいと思います。

下村委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

ちょっと、数字でお示しすることが今はかないませんので、場合によりましたらお時間いただきまして取りまとめて、予算委員会の間にご報告を申し上げたいと存じます。ただ、私

の感触でございますが、相当数がまだ、まだまだ頑張って執行しなければならないものが残っておると思います。中には、先日の厚生文教常任委員会でも議題にしていただきましたが、新庄クリーン跡地のリサイクル施設につきましては1回目の入札が不調に終わりましたので、これの2回目の入札のチャレンジをしなければいけない等々、年度末ぎりぎりではありますが、ぎりぎりまで頑張って粘って執行しなければならないものがまだ相当数あるというふうには私の方も認識をしております。今後、鋭意残事業につきまして速やかに執行ができるように、職員には適切に事務を進めるよう再度確認をいたしたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 副市長の方が答弁いただきまして、具体的に、それは数字まではわからんというふうに思います。今お聞きしたら、かなりとは言わへんか知らんけども、そこそこというか、相当数未発注があるというふうな答弁であったというふうに思います。

私が思うのは、この予算、今、1年間の予算を皆、審議をするわけです。この1年間の予算を組むときに各課から上がってくるのは、やはりどういう目的に使うんやと、どういう目標があるんやというようなもので、予算要求をされてくると。そんな中で、いわゆる1年間12カ月ある中で4月から始まって、例えば6月、あるいは9月、10月に当然発注できる、そういうようなものであっても、まだ発注なしで3月まで来てある、これが実態ではないのかなと。今、副市長おっしゃった、笛堂のクリーンセンターの跡地、こういうような分については地元の関係があって、それはすぐ発注できへん。こういうようなものは、よくわかります。しかし、そういうようなことのない事業であっても、なかなか早い時期に発注されていないというのが現実ではないかなというふうに思います。

それと、この繰越し、繰越しは当たり前のようになっていると。副市長がいつもおっしゃ るように、繰越しは法的には認められていますよと、確かにそうやと思います。せやけども、 私はこの前の所管の委員会のときに、繰越しは次年度には繰越しできますよと、ところがそ の次には繰越しできませんねん。ですから、繰越した金額を国に返しまんねやと、こういう わかりやすい答弁があったわけや。繰越しをする、必ず使いますよということで、議会に対 して繰越すように求めてきていると。にもかかわらず、例えば平成30年度、平成29年度から 平成30年度へ繰越した、このお金を使われへんから返しまんねんと、これはちょっと、議会 軽視ということになるのか知らんけども、余りにも考え方がどうかなというふうに思ってお るわけでございます。ですから、今聞いたのは、どうも松山副市長おっしゃるようにまだ予 算の執行されていない部分かて、かなりある。これ結局、今年3月29日、30日、31日でしま いやわな。3月28日で業務が終わると。その後に、いわゆる支出負担行為、これが出てきた ときにどういう対応をせられるんかと、いや、これはやっぱりやむを得んなという対応をせ られるんか、あるいはもう一線引いて、もうこんだけ、今副市長言われたように、1年間き ちっとやってくださいよということで職員を指導してきたということやから、もう28日の5 時きって、一切決裁しませんよと、こういう姿勢でいってもらえるのかどうかということで す。

やっぱり市長の所信表明の中で、やはり職員は市役所、市民の役に立つところと、こう言うてはるわけです。また、事実そうやと思います。しかし、市民からいろんな話を聞くと、市役所に行っても不親切やと。なかなかうまいこと教えてもらえないと。そういうことが私の方に入ってくる、特に私に入ってくるのかもわかりませんけども。やっぱり職員さんは、一生懸命やってくれてはると思います。今年、コンプライアンス研修やりました、接遇研修やりました、確かに大事なことやと思います。しかし、そういうことも大事やけども、本当に足元、今すぐに何をせなあかんかということを、どなたが指導されるんか知りませんけども、やっぱりきちっとやってもらいたい。

世やから、一番当初予算初めにこういう、私はいつも嫌われていますけども、本当にきちっとやってもらわないと、毎年毎年、これだけ繰越し、繰越しばっかりやってきて、ほとんど事業が進まないと。あげくの果てに、次年度に繰越しできひんから返しますと。こんなんではなかなか市民も、葛城市はようやってくれるなというふうには、なかなかならへんやろうと思うし、この当初予算に補助事業、出てきているわけやけども、予算に乗った以上は補助金100%、もうできますよと。この熱意、平成30年度見たかて、いや、つきませんでしてん、何ぼか回答返ってきている。これでは、予算審議をしてどれだけの事業をやって、補助金が国から幾ら入ります、県から幾ら入りますという形で予算に乗っている。にもかかわらず、3月になってきたら、いや、これはつきませんでしてん、これでは困る。内示がいつ来るのか、4月に来るとは言いません。少なくとも6月末には第一次内示が出てくると。その時点でつかんかったら、また今の国補正やないけども、県にも行って確認をして、本当につくのか、つかへんのかいうこともきちっと、やっぱり自分の仕事の責任の範囲できちっとやってくる、私はこの姿勢が一番大事やと思いますので、その点をどういうふうに考えておられるのか、もう一遍お聞きをしたいと思います。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。まずは、岡本委員から市の予算執行のあり方につきまして 非常にご心配もいただいて、また心構えについて、今ご教唆いただいたと重く受けとめてお りますので、それにつきましては職員一同、肝に銘じてしっかりと頑張ってまいりたいと存 じます。その上で、何点かの点については確認と訂正をさせていただきたいと存じます。

まずは1点目でございます。委員、何度か口にされているのでありますが、私、松山は繰越しは法律に載っているからやっていいんだと、そういった言い方は一切してございません。答弁にはあくまで前後があり、文脈があるものでございます。その中で制度として、手続としては地方自治法にも載っていますよということを繰越し制度のみならず、流用の件でも同じようなやりとりがあったかと存じますが、そういったご紹介をしているまででございまして、基本的には、地方自治法におきましては会計単年度の原則というのがございます。1年間で、会計年度が始まる4月から3月末までで必要な予算を見積もり、そしてそれをしっかりと使いきると。ただし、官庁会計につきましては単式の会計をしております関係で、お金の出し入れのタイムラグとして、出納整理期間として5月末までの2カ月が設けられている。したがいまして、これは岡本委員おっしゃるとおりでして、基本的には1年間で使いきるだ

けの部分をしっかりと見積もって、その分を計上して、計上した以上はしっかりと執行していくというのが基本でございますので、この点についてまだまだ、葛城市全体としてルーズなところがあるのではないか、甘いところがあるのではないかという委員のご指摘につきましては、これは真摯に受けとめまして、職員一同、来年度はできる限り現年度で執行できるように頑張ってまいるように、改めて確認をいたしたいと存じます。

それから、サービスが悪いという点でございますが、ぜひともこれはこの場では、インターネットでそれこそ全世界に中継されてございますので、名指しで具体的にというところまではちょっとさわりがあるかもしれませんが、もしどうしても、やはり具体的に改善が必要なところでお気づきの点がありましたら、どんどんお知らせをいただきたいと存じます。また、昨年度からマナー研修、あるいはコンプライアンス研修等も実施をしておりますが、引き続き職員の意識の改善については取り組んでまいりたいと存じます。

それから、補助金の件でございますが、これにつきましては、逆に両面いろいろございま して、できるだけ自由な発想でいろんな新しいことに取り組みたい、そのときにできるだけ 一般財源ではなくて、国庫交付金なり補助金なりがいただけるものがあれば、それについて はできるだけ申請をする方向で、予算は組みます。ところが、同じく補助金を出す方の国に ついても予算がございまして、大抵はその予算の範囲内で補助するという形になっておりま して、国の定められた基準の中で優先順位がつきまして、余裕があればおりてくる、余裕が なければおりてこないといったこともございます。その関係では、補正予算でも教育委員会 の関係でご相談申し上げている件が、今議会においてもご相談申し上げている件としてござ いますが、そういったものがございますので、やはり予算として計上はするんだけども、と れないということもございます。あるいは国庫負担金、国庫補助金、国庫交付金、それぞれ 仕組みの違いがある中で、特に交付金の場合には事業計画を出して、できるだけよいプラン を示して、よいようにやろうとしているんだけども、実際には現実に即して完成をすると、 なかなか交付金の趣旨にそぐわないので返せといったことも現実には起こっておりますし、 残念ながら当市におきましてもそういったことで、道の駅の関連の交付金につきましては返 還も生じているところでございます。したがいましてできるだけ、できる限り、まずは補助 の制度をよく調べて、できるだけ確実性を持ちながら予算計上をいたしたいと存じますが、 その結果としてとれない場合もございますので、そのときに無理にとりますと、また返還事 例につながるおそれもございますので、そこは適正に判断しながら対応してまいりたいと存 じます。そういったことも含めまして、全体の執行のおくれができるだけないようにしなが ら、本年度の執行におきましても可能な限り適切に、早期に事務を進めながら対応してまい りたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 言いっ放しですので。今、松山副市長の方から、力強いというのか、ちょっとやりますよ と、こういう答弁をいただきました。おっしゃるように、予算というのは単年度予算ですの で、1年間に認めてもろうた予算を執行する、不必要なものは残していく、これが予算やと 思います。

補助事業について、今副市長おっしゃるように、無茶な補助事業をとってこいというのやなしに、やっぱりここに予算を乗せるということが県、いわゆる国の予算というのは県が窓口やから、県とのパイプが太いのか細いのか、これが一番大事やと思います。県のパイプが太かったら、例えば平成31年度、どんな新しい事業がありますよというニュースが入ってくる。それを受けて予算化していくと、これが基本やと私は思っています。副市長おっしゃるように、そら新しい事業で、行っても国の予算が思うようにつかなかった、その場合はつきませんよと、それはそういうのもあります。やけどそういうことやなしに、やっぱしここで乗せた以上はきちっともらってくるということです。そういうことで、副市長も平成31年度できるだけ、未執行ないとは言わんけども、少なくするというような答弁をいただいておりますので、平成31年度については繰越しがゼロとは言いませんけども、もう少し、平成30年度の半分ぐらいになるやろうということを期待をしておきたいというふうに思いました。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 ページ数で言いますと、40ページから41ページにわたります。 2 款総務費の5目電子計算 費のところで、ちょっと質問させていただきます。

まず、この中で電算システム共同化推進事業と、基幹システム番号制度対応事業、セキュリティ対策事業という、この3つあるんですけども、この予算案の概要の、示されている明細の金額が、細かな節とうまく対応を読み取れなくて、まず、どこがどれに対応しているかというのをちょっと教えていただきたいのが、まず1点。

それから、最初の電算システム共同化推進事業のところで、概要には新規で端末の入れか えとあるんですけども、端末、プリンター、サーバー、ソフトウエアってあるんですが、こ れ、個々の金額というのがどうなっているか、あるいは、金額というか台数、金額、それが わからないので、2点目、教えてください。

それから、基幹システム番号制度対応事業のところなんですけども、交付金で賄うという ことで、新規で予算がふえているところ、次期システムに係る経費というこれは何かという のを教えてください。

以上、3点お願いします。

下村委員長 板橋課長。

板橋情報推進課長 情報推進課の板橋です。よろしくお願いします。

先ほどの奥本委員のご質問の中で、主要事業の概要と、予算書の方とちょっと合わないというか、ご質問だと思います。13ページになるんですけれども、こちらの明細は、例えば旅費であったり消耗品費というのを、事業の明細ごとに費目をばらつかせていますので、ちょっとつながりがわかりにくいので、一概にはちょっと説明しづらいんでございますが、もし必要でしたら後ほどお示しさせてもらってよろしいでしょうか。

奥本委員 はい。

板橋情報推進課長 すいません。

それから、予算案の概要の13ページの、基幹システム番号制度の対応事業の中にある次期システムに係る経費239万1,000円と上がっているんですけれども、こちらにつきましてはマイナンバーの対応で、中間サーバーという機械を国が用意しております。そちらを5年に1回入れかえるというか、設計し直すということで、次のシステムに関しての費用が新たに発生すると、入れかえの時期になりますので、そちらの費用の要求ということで上がっております。次期システムに関しましては、国の補助が10割補助ということで出ております。

最後、端末の台数でございます。電子計算費の方で上げさせてもらっている端末なんですが、こちらが住民情報で使う端末で、パソコンが92台です。プリンターが52台、それと地域情報化で上げているのが内部の事務情報系、もしくはインターネット閲覧用なんですけれども、こちらが内部の事務情報系で365台、それからインターネット系で136台、プリンターが107台、主にはそういう台数の内訳になっております。

以上です。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございました。今、ご答弁抜けているのが、その金額の内訳をお聞きしたかったので、もしわかるようであれば、それを今、お願いします。わからんかったらまた後日の資料で、一括で結構です。

それと、さっき申しましたリースの年限、以前の質問のときにサーバーと一般端末とかで リース年限が違うとおっしゃっていたことがあったと思うんですけども、今回これを入れか えるのであればリースのところの内訳も、その台数とはまた違う内訳になるんじゃないかな と思いまして。わかるようであれば、ご答弁お願いします。

下村委員長 板橋課長。

板橋情報推進課長 先ほどの台数にそれぞれの単価を掛けて、リース料を掛けての予算でして、若干 ちょっと細かいので、また後ほどお示しさせていただいてよろしいでしょうか。

それと、リースの年限につきましては、基本的にはPCについては7年を考えております。 リース料といたしましては、1.33%で見ております。サーバーとかにつきましては5年のリ ースで、1.82のパーセンテージで掛けて予算を出しております。

以上でございます。

下村委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。

私がちょっとしゃしゃり出て、こんな細かいことを申し上げてどうかとは思うんですが、 今回予算書というか、予算の説明書のここの書きぶりを変えさせていただきました。前年の ものをごらんいただきましたら、節別のところから延長線が引いてあって節の更に内訳しか 書いていなかったところを、基本的に事業別という形にさせていただいております。今、奥 本委員お尋ねの、例えば電算システム共同化推進事業であれば合計が4,892万8,000円と、こ ちらの合計自体はそれぞれこちらの予算案の概要と合うようにしつらえておりますので、そ こについてはご確認いただけるかと存じます。ほかの事業についても同様になっております。 次なんですが、この予算の説明書の方は、あくまでこれ、款、項、目までは目的別の分類 でありまして、事業といいますのは、言ってみれば目的別を更に細分化したものが事業だとお考えいただいたら結構かと思うんですけども、一方で節と言いますのはお金の使い道の種類、性質別の分類でございまして、そうしますと1つの目の中に事業が複数ございますと、節もそれぞれにばらけさせなければいけないと。ですので、こちらの方の見ばえはこういうふうになっておるわけでございます。こちらが全く同じ形で、こちらと同じ形で搭載いたしますと、こちらの書類をご用意する意味がありませんので、できる限りこちらについては事業全体の、例えば当該事業であれば4,892万8,000円のこの電算システム共同化推進事業というのは、実はどんなものなんだよと、今回であれば基幹システムの共同化について、他の市町村と共同で取り組むことによってできるだけ安価になるようにしましょうという目的でやっているものですよというのをできるだけ表現したいなということなんですが、このあたりがまだまだ、すいません、今回は発展途上でございまして、ほぼ似た見ばえになっていて、似ているんだけどもちょっと違うので、かえってわかりにくいんじゃないかというご指摘であろうかと存じます。

お時間をかけてご説明するのは、ちょっと時間もかかりますしあれなんですが、例えば一番上のこちらの旅費であれば6,000円で旅費というふうに、そのまま両方が照合いただけるわけなんですが、その次の、例えばプリンターのトナー代63万7,000円であれば、これは需用費ですので、11節需用費の消耗品費の79万8,000円の中に入っていると。その次の用紙代が504万円ございますけども、これであればその下の印刷製本費504万円あると。こういったことでございまして、逆に言いますと、消耗品費とか需用費というのは、これは節の名前ですから性質の名称しかわかりませんけど、こちらをごらんいただきますと、あのトナー代なんだなとか、印刷の用紙代なんだなとか、そういったことがおわかりいただけるという構造でございまして、申しわけありませんが、今回の議会におきましてはこのような関係になっておりますので、そういったものとご承知いただきまして、申しわけありませんがご理解いただけたらと存じます。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 副市長、ありがとうございました。この予算案の概要で比較を見たら、細かな明細は、前年度あるやつは理解はしておりまして、要は新しい、新規で今年度予算に入ってきたところです。例えば電算システム共同化推進事業であれば820万円ぐらいプラスになっていると。この内訳を知りたくて、それがそれぞれの節のどこに当たるかというのは、ちょっとこれを見る限りではひもとけなかったので質問させてもらったと。だから、今回まだ発展途上ということでしたら、今後その辺わかりやすく表記してもらえたら助かるということで、要望だけしておきます。

下村委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 僕も電算システムの、先ほどちょっと副市長もおっしゃった印刷製本費、これが500万円 出ているんですけども、昨年から130万円ほど上がっている理由と、どういったことをされ ているのかちょっとお聞きしたいのと、あと、ついでにちょっと印刷系の話をさせてもらったら、総務費の広報かつらぎの分です。昨年は世帯数が200戸ほどふえているので、80万円ほど予算見ていますみたいな話があって、今年は下がっていると思うんですけども、それは、世帯数は人口がふえているから上がっているはずなのに、なぜ下がっているのかお聞きしたいのと、あともう一つだけ。

44ページの公共バス運行事業の中の印刷製本費、ルート再編に伴う周知チラシの印刷代となっているんですけども、この公共バス系の印刷物って、住民の皆さんにお聞きするとわかりにくいという声をよく聞いて、今回ちょっと大幅に変わると思うんですけども、改善策というか、どういう工夫をされているかというのをちょっとお聞きしたいです。

以上です。

下村委員長 板橋課長。

板橋情報推進課長 情報推進課、板橋です。よろしくお願いします。

電子計算費の、印刷製本費の主な内容といたしましては、例えば納付書であったり、あるいは印鑑証明などの改ざん防止用紙、ああいったものをつくる費用でございます。今回130万円ほど増加しているんですけれども、主な理由といたしましては医療費の助成の対象が18歳に引き上げられるということで、そちらの用紙をつくるというものであったり、あるいははがきの圧着処理が、ちょっと今回追加になったということで増加しております。

以上です。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまの杉本委員のご質問、まず広報紙の方なんですけども、平成31年度で300世帯の増で数字は見ておるんですけども、1部当たりのページ数を平成30年度は26ページで見ておりましたのを、今年度平成31年度は25ページで減らしております。その分の、わずかですけども削減されている理由でございます。

それと、続きまして、バスの改変に伴うパンフレットの印刷代なんですけども、前回はバス停の位置図から路線図、ガイドマップ的に印刷させていただきまして全戸配布させていただきましてんけども、路線図のところがわかりにくいとか、いろいろ声はございましたが、今のところまだそこまで、中身についてはまだ検討しておりませんので、今後検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 電算システムの方はわかりました。

あと、広報、ページ数が減るということ、値段が下がったというのはいいことやと思うんですが、ページ数が減るということは内容が薄くなったという、そういうことではないんでしょうか。それは大丈夫でしょうか。わかりました。

あと、そのバスの方ですけどもまたちょっと、しっかり打ち合わせしていただいて、あと、 また次へ次へ新しい印刷物が出てきていると思うんですけども、しっかりと市民の皆さんに わかりやすいように、努力よろしくお願いいたします。 以上です。

下村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 先ほどの続きで申しわけないですが41ページの先ほどのところなんですけども、電子計算費のセキュリティ対策事業の、これがちょっと、内容的によくわからないので教えてください。

それと、続きのイントラネットシステム整備事業もありますけども、このあたり、今年度情報関係の予算が軒並み全部上がっているのは、恐らく更新年度に当たっているからだというのはわかるんですけども、更新してそれを使用していくに当たって、主に葛城市の場合、リースをやっています。自治体によって、お隣の香芝市なんかは一括購入されていると。購入していって、できるだけ陳腐化しないうちにまた新たにそれを売却して、次のシステムを購入されているという方法もあるんですけども、やはりリースにすることの方がメリットが高いんでしょうか。この2点お願いします。

下村委員長 板橋課長。

板橋情報推進課長 情報推進課の板橋です。

まず、セキュリティ対策事業なんですけれども、電子計算費の方につきましては、主には 予算案の概要の13ページに載っております内容なんですが、昨年度から地域情報化推進費の イントラネットの整備事業のところにウイルス対策のライセンス料を入れておりまして、そ れが今回、事業の見直しでセキュリティ対策事業の方に入れさせていただいたと、その関係 で約60万円上がっております。

それと、増加した理由としてはウィンドウズの更新用の配信料というのか、そちらがセキュリティ向上プラットホームという費用で、それが年間15万円かかるということです。電子計算費の方は、どちらかというとソフトウエアの利用料を主に上げております。

次、地域情報化の方のセキュリティ対策事業というのもあるんですが、こちらは主に研修 であったりということに費やす対策事業でありまして、こちらは前年とほぼ、予算は変わっ ていないということです。

それから、リースの件なんですが、自治体によっては備品購入で一括で執行されるところもあるとは聞いております。葛城市の場合はなるべく予算を平準化したいというか、出を平らにしたいということの考えからリースによっての予算計上をしております。どちらが有利かというのはちょっと考え方があるかと思いますので、私の方からはちょっと言えないんですけれども、うちの方としては費用の平準化の狙いでリースさせてもらっているということです。

以上です。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 最初の方のウイルス関係のところは、新たにその辺のセキュリティの向上ということで予算をつけているということで理解しまして、それでよろしいです。ありがとうございました。

リースに関してはおっしゃるように、予算の平準化というのが一番大きなメリットだと思うんですけども、やはり業務で使用するに当たって、古いシステムを使っていると処理が遅くなって、業務もやっぱり滞ってくる可能性もありますし、やっぱりリース料は使うだけ、プラスアルファとして余分なお金を使っていかないといけない、なおかつそのリースアップの明けのときには、もうほぼその端末を売ることができなくて、もうごみとなってしまうと。一方、片や買い上げの場合は、一時のお金は高くつきますけども、陳腐化しないうちにシステムを売り払って、またそれをベースにして次のシステムを購入するということもできますので、どっちがいいかの判断は難しいとは思うんですけど、検討課題として一応、更新時にはそういう可能性も両方見据えた上でご提示いただければなと思いますので、要望です。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 私も、情報関係になると思いますが、基本的に情報公開とか、市民への情報提供サービス ということについて少しお伺いします。

36ページの2款総務費の、2目文書広報費のところでありますけれども、13節の委託料、ホームページ用サーバー等保守委託料というふうになっております。葛城市のホームページについて、ホームページの設計、使いやすさ、市民提供の見やすさ、これは他市町村とはっきり比べられるところなんです。ここが私、ちょっとどうなっているのかなと、市の担当者の方でつくっておられるのか、外注でこんな委託費の中に入っているのか、そこをまずお伺いしたいと思います。

それから次、42ページになります。42ページの2款総務費の、6目の地域情報化推進費ですけれども、右の一番説明のところになりますけれども、総合行政ネットワーク維持事業ということが取り組まれております。予算案の概要を見ますとそこに説明として、国や地方公共団体間を専用回線で総合接続し、行政間の公文書の電子化及び各種行政情報の高度利用を行うためのシステム整備、及び通信機器の保守を行う事業とあります。これは文書の電子化ということを含めて効率化もあるんですが、これは進捗というか、実際にそういうことに入っておられるのかどうか、そういうことについてお伺いしたいと思います。これ、大変重要な事業だと、国の事業でもあろうかと思いますけれども、お伺いします。

それから、3つ目ですけど、47ページになります。47ページの2款総務費、9目企画費の中でありますけれども、そこに、これも右側の説明のところなんですけども、情報公開及び個人情報保護審査会等事業ということで、報酬等上がっております。情報公開及び個人情報保護審査会委員報酬5名ということですけれども、この開かれる回数です。と申しますのは、実際情報開示、この文書してほしいですということがあって、保護審査会にかかるわけですけれども、非常に結論が出るのが遅いと。早く資料を見たい、それで情報を開示請求した、でも、これはちょっとできませんと、情報公開及び個人情報保護審査会にかけますと。その結論が遅いということであれば、もっと回数のテンポを上げる必要があるんじゃないかと思うんですけれども、そこら辺の開催テンポ、この費用で十分なのかどうかということです、この3点をお伺いします。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。ただいまの谷原委員の、ホームページの件についてお答えさせていただきます。

葛城市のホームページなんですけども、平成23年度に現在のホームページに全面リニューアル作業を行いました。それ以降については新たな変更は、大きな変更は行っておりません。このホームページの管理なんですけども、CMS方式、コンテンツ・マネジメント・システムといいまして、ホームページの特殊なソフトを使用することなく、ワードなどの簡単なソフトで各課単位でコンテンツを管理できるというメリットがあります。それによりまして、各課で、自分の課で、迅速に新たなデータの更新などができるようになっております。他市との状況を比べておりますと、ホームページのバージョンアップのときなどに新たにデザインを変えられている市などもございますが、今のところ、葛城市は今の現行のままで運用ということで考えております。

以上でございます。

下村委員長 板橋課長。

板橋情報推進課長 情報推進課の板橋です。

地域情報化推進費の中の、総合行政ネットワーク維持事業のことでお尋ねだと思いますが、 LG1自体はもうだいぶ軌道に乗っておりまして、各自治体との間の通信、ファイルのやり とり、あるいは国とのやりとりも全てこのLG1というのを使ってやっております。こちら もインターネットにつながっておらずに閉じた世界のやりとりなので、かなり安全性が高い と考えております。なおかつ、非常に重要な文書につきましては電子公印といいまして、電 子的な公印をつけた状態で文書を送るという運用もやっておりますので、相当軌道には乗っ ていると考えております。

以上でございます。

下村委員長 内蔵課長。

内蔵総務財政課長 総務財政課、内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問ですけれども、情報公開の審査会の委員報酬ですけれども、 5人分これ見ておるんですけれども、こちらにつきましては、公文書の開示請求に対します 決定に不服がある場合の、審査請求に対する諮問機関でございまして、審査請求があった場 合の開催いたします審査会につきまして、年間12回を予算では見させていただいております。 1万2,000円の5人分の12回で、72万円となっておるものでございます。あと、公文書の開 示請求があった場合の、開示の期間でございますけれども、基本15日以内に開示させていた だいております。やむを得ない場合は45日、期間延長できるということです。

谷原委員 不服があって、審査にかけてから。

内蔵総務財政課長 不服があって審査会にかかりまして、おおよそ1年ぐらい審査会に時間を要する ものでございます。

下村委員長 よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。1つ、ホームページの件ですけれども、各課で機敏に上げられる

ように、各課ごとにできるような形になっているということでありますけれども、実は、これが大変具合が悪いんです。と申しますのは、例えば火事を起こしました、その火事を起こしたときに、後、いろいろ役所に届け出るところがありますよね。他市の方を見ると、火事を起こされた方へという文章があって、ページへ行って、この課、この課、この課でこういうことが要りますよと、ちゃんと書いてあるんです。ほかの、今、一例、火事の例ですけど、ほかのことでもそうなんです。つまり、各課またがるようなことについて、市民が単純に聞きたいこと、ほんならもうたらい回しになるわけです。何やということになるんだけれども、実際に行こうとしたときにホームページできちっと、各課の分を寄せ集めるようなページがあれば、そういう不満がなくなるということなので、これは他市でやっているような進んだ取り組みなので、リニューアルもされていないということでありますけれども、この点についてはちょっと早急に、できたら改善していただけたらなと思っております。

それから、2番目ですけど、これはちょっと質問になりますけれども、だいぶ進捗しているということなんですが、電子化というのはこの中では、要は文書のやりとりだけ、例えば県とか国へやりとりするときに、電子化して送るということが進んでいるということでしょうか。それともこの公文書、役所内で扱う公文書についても、この文書の電子化というのがかなり進んでいるということなんでしょうか。そこら辺がちょっと、もう一回お聞きしたいと思います。

それから、3つ目でありますけれども、開示請求やったけども開示されなかった、不服があるからということで申し立てた、1年かかると。これもちょっとテンポに合わないですよね。先ほどありましたように、情報開示するときには15日以内に開示を受けるわけですけれども、見たいことがなかなかいかないというのは非常に具合が悪いと思うんです。この間、議会との関係でいいますと、協議会の内容について、これを情報開示してほしいということをされた市民の方がおられます。これが今どういうふうな具合になっているか、ご存じでしたら教えていただきたいんです。審査会の扱いで、5月に何か、されたということなんですが、これがどうなっているのかわかったら教えていただきたい。ほんで、やっぱりこれも質問でちょっとお願いします。わからなかったらわからないで、もう結構なんですけど。

下村委員長 板橋課長。

板橋情報推進課長 情報推進課の板橋です。

文書の電子化の、特に市役所内部につきましては、正直なところ紙媒体で送られてきたものをスキャニングしてそれを保存するというのは見受けられるんですけれども、例えば電子 決裁であったり、あるいは保存をルールづけして文書管理の一環として電子化するというの は、まだ実は実現しておりません。ちょっと課題かなとは思っております。

以上でございます。

下村委員長 堀川総務財政課長補佐。

堀川総務財政課長補佐 総務財政課、堀川でございます。よろしくお願いいたします。

まず、ご質問いただきました件につきましては、ちょっと月日は定かではないんですけど も、昨年度の夏場ぐらいに審査請求をいただいたところではございます。ただ、その時点で 先に審議中の事件がございましたので、それを恐らく10月から11月までかけて審査いただいた後、年末ぐらいから本件について審査いただいているところでございまして、今現在も継続して審議をさせていただいているというところでございます。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 最後、言いっ放しになりますけども、やはり市民の方に情報をしっかり提供していくというのは大きな市民サービスだと、私は思います。かなり長くかかるというのは、これ、大変私は問題だと思います。いずれにしても早い方がいいですよ。だめだったらだめとか、できますという。だからそこら辺で、開催回数についてはぜひご検討いただいて、それに伴う予算措置もできたらお願いできたらと思います。

それから、先ほどおっしゃいました文書管理の部分で、特に保管とか、公文書の保管とか そういう部分についてできるだけ、課題だということでしたけれども引き続き努力していた だいて、予算がかかることになると思うんですけれども、またよろしくご検討お願いしたい と。国の方も、多分これを挙げてやっていることなので、国の補助とかそういうこともあれ ば大いに利用してやっていただけたらと思います。

以上です。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

增田副委員長。

増田副委員長 先ほどの岡本委員の関連で、総括と言われないような質問の仕方をさせていただきますけれども、事業計画があって、予算を立てられて、年度内に、先ほど副市長ご説明あったように、年間その年の事業をやるというのが原則でございます。職員さんにおかれましても、そのことを1つの使命として年間業務に当たっていただいていると。

私、34ページの人事管理事業、あえて、ここの項目について質問をさせていただきたい。といいますのは、人事考課というんですか、人事評価というんですか、市役所では人事評価というふうに表現されているかと思うんですけど、一般企業においては人事考課というふうなところもございます。一般企業と同じようにしたら叱られますけれども、普通、企業は事業ありき、計画、目標があって、未達の場合は一定の処分を受けると。懲戒までいかないですけども、左遷をされるとかそういうのは往々にしてございます。ところが市におかれましては、先ほどから岡本委員がおっしゃられているような「事業がおくれているね、やられていないよ、どうなっているねん」と、そういうふうなことが最終的に、その担当された方に対して何の評価も受けないという仕組みになってはおらないのかなと、そういうことも含めて、職員さんの1年間の仕事の評価にそれを当てておられるのか。私は当てるべきであると、当てていますというご回答をいただけたらありがたいなと思うんです。そういうふうな緊張感を持って、この事業予算を執行していただきたいなということをご質問をさせていただきます。

2点目でございますけれども、46ページでございます。防犯カメラ設置管理事業です。これは先日の総務建設常任委員会の折にもご説明をいただいて、私も若干ご質問をさせていた

だきました。これの数字を見ておりますと、使用料及び賃借料で409万8,000円と。記憶では50台ですか、50台を借りておられて、毎年毎年1台10万円の、約10万円の使用料をずっと払い続けるという、そういう予算立てになっているんですか。これが平成31年度は52台、2台ふやすんだと、こういうふうなことがこの概要のところにも載っておったと思うんですけれども、16ページのところに、概要の、既設50プラス新設2と。そのお金の、そういう形やということは分かるんですけども、この新設に当たっての、蒸し返しになって申しわけないんですけども、どこにつけるんだというお話で、先日の課長の説明でも、警察の方と過去の、いろいろとそういう犯罪の発生するであろう場所というふうなことを想定した場所と、それから通学路を中心とした、PTAの方々からいただいた要望のある場所と、こういうことで設置をしておると、こういうことでございます。きょうは、具体的に駅、5つございます。ある駅、ない駅、防犯カメラのついている駅、ついていない駅、これをお聞きします。

それから、3点目でございますけれども、その下、46ページになりますけれども、企画費の中の企画政策事業委託料、空家対策実施支援業務委託料100万円、これは前年度、地方創生で幾らでしたっけ、650万円、空家対策の、まず調査をしていただいて、次のステップとして調査が650万円で、実際に動いたときに100万円の活動費というのは予算的にいかがなものかなと思うんですけども、次のステップとして、私が聞き及んだ記憶の中では、モデル箇所を決めて、一度調査の中の一部の案件について実際に調査をしていこうと、こういう内容であったかと思うんですけれども、この100万円の委託料の、支援業務の委託料の内容についてお伺いします。3点、お願いします。

下村委員長 副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。副委員長の方からは総括にならないようにというお問い合わせがございましたが、非常に大きな質問でございまして、多分担当課の方からは制度のご説明になってしまうと思いますので、私の方からお答えをしたいと思います。人事評価の関係でございます。

まずは、制度的には現時点でも人事評価自体はしておりますが、それは直接処遇には反映はしておりません。したがいまして、各職員の当該年度における仕事の取り組み状況でありますとか、どちらかというとモチベーションの維持とかそういったものに活用していければと考えております。人事評価自体は今後ともそうしていきたいわけではございますが、やはり国の取扱いにも準じながら、さらにその国の方向性というのは民間の方向性に準じながらということで、やはり勤務の成果を見ながら待遇にも差をつけていこうという形の方向で示されておりまして、当市におきましては平成32年度、次の次の年度です、から本格実施ができるように、平成31年度、来年度中、すいません、平成32年かどうかわかりませんが、次々年度に実施ができますように、来年度中に具体的な制度の設計をしてまいる予定でございます。

それから、そもそもそういったことも含めて、職員の評価でありますとか、そういった働きぶりがどうなっているのかということでございますが、あくまで民間につきましては、やはりもうけを追求なさると、逆に言いますと損することはしないといった明確な判断がござ

いましょうが、我々、やはり行政の立場からいたしますと、年間1回しか出てこない業務であったとしても、それは法律等で行政が担任しなければならない業務については、やはりやっていく必要がございます。そういったところから、なかなか職員のスキルの向上でありますとか、配置の人数の適正性でありますとか、その後のやったことに対する評価でありますとかということにつきましては、なかなかはかるのが難しいものではございますが、そのあたりも含めて来年度、まずは評価制度についても具体的な設計をいたしますとともに、やはり私思いますに、部長でありますとか課長の各部局、あるいは各課における業務のマネジメント、これが重要ではなかろうかと存じます。実際にその季節によって非常に忙しい業務、若干一息がつける業務、いろいろ、これ各課で多様にございますが、そのあたりをできるだけ調整をしながら、しかも職員の負担感、個々の能力には差はございますが、それぞれの職員の負担感においてはできるだけ一律になるように、各管理職のマネジメントをしっかりと働かせながら職務に取り組んでいただきたいと思っているところでございます。人事については以上でございます。

それから、2点目の防犯カメラの件でございますが、これにつきましても少し申し上げた いと存じます。先日もお尋ねいただいたところでございますが、これ実は議会からもご参加 いただきまして、生活安全推進協議会、これは警察の生活安全課からもお越しいただいて、 いろいろ市内の関係者もお集まりいただいて議論をしている場でございます。こちらの方で も議題としておりましたが、実は防犯カメラの設置場所については、これは明示をしていた 方がよいのか、あるいはあるぞあるぞと言いながら明示しない方がよいのか、いずれにしま しても一義的な目的は抑止力の方でありまして、起こってしまった犯罪についての捜査より は、まずはその抑止力について防犯カメラについて期待をするのでございまして、そういた しますと、明確に設置をしているところを明らかにすることによって、逆に言いますとここ にはついていないよということも明らかになるわけでございまして、そういたしますと、ち ょっと公表していいものかどうかということにつきましては、若干まだ統一的な見解が、私 ども決めかねておるところでございまして、一方で委員ご質問の件につきましては、多分ご 趣旨自体は、まだまだ必要なところについていないんじゃないかと、そこをしっかり議論し ていきたいということであろうかと存じますが、その議論の一環として、ちょっと現時点で はまだ判断がついておりませんので、公の場でここにはついておりませんということをはっ きり明言するというのは、今回はちょっとご勘弁いただけないかなと思うわけでございまし て、別の方法で防犯カメラの設置の推進についてご議論いただける分については真摯にお答 えをしたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。ただいまの増田副委員長の、空き家の対策費用についてのご質問についてお答えさせていただきます。

平成29年度及び平成30年度は、国の地方創生交付金事業を活用いたしまして、市内全域の 空き家についての実態調査を行いました。平成31年度につきましては、利活用促進の観点か ら民間事業者、NPO法人も視野に入れまして、空き家データバンクの管理業務を委託する とともに、空き家予備軍を減らすために、モデルケースといたしまして新たな方策や、地域 にある空き家にまつわる課題などを解決していくための相談体制を構築するための費用とし て、今回の予算を計上いたしております。

以上でございます。

下村委員長 增田副委員長。

増田副委員長 わかりました。人事評価については平成32年度からそういうふうな事業計画、目標に対する評価も、職員の方の1つの評価の対象にする方向で考えておられると、こういうお話でございました。ぜひともそうあるべきだと私は思います。

冒頭にお話しされたように、過去にも市長の方からもご答弁いただいた記憶がございますけれども、職員さんの評価というのは、プラス評価はなかなかしにくいシステムになっておると。逆にペケじゃないという、変な表現ですけど、プラス評価がないというのがすごく私の頭の中に残っているんですけども、やはり成果としてやった職員、やらなかった職員という評価というのは、事業に向けた取り組み、前向きな取り組みをされている、イコール職員さんの仕事に対する熱意とか前向きな姿勢とか、そういうところにつながっていくというふうに思いますので、ぜひともそういうシステムを早く運用していただけたらなというふうに思います。

それからカメラは、あえて答えられない質問をしただけであって、当然、防犯カメラどこにつけてるねんと言うて、こことここですって言われるはずがございませんので、当然なんです。ただ、当然つけるべきところはつけてくださいねということなんです。そういう優先場所というのが、先ほど申し上げたような場所ではないかなと。だからと言って、子どもさんの通学に危険を及ぼすような場所を抜いて、そちらにシフトするということを言っているわけではございませんので、その辺のところは十分取り間違いのないようにしていただいて、必要な場所にはまず最初に、ここが必要であろうというリサーチ、警察等のご意見も十分頂戴していただきながら、必要な場所を特定して順次そこにつけていただくような、そういうお願いをしておきたいなと思います。

それから、3つ目の空き家対策でございますけれども、NPO、奈良県に1個だけNPO ございまして、ほとんどの自治体がそのNPOさんにすがっていろいろと、何といいますか、 賃貸といいますか、情報を共有化されておるというふうに、私も現地へ行ってお勉強させて いただきましたけれども、私ちょっと、先ほど聞いたらよかったんですけども、ほかの自治 体が前向きに取り組んでいただいている、やっぱり国の法律、何でしたっけ、特措法。

(「空家等の対策の推進に関する特別措置法」の声あり)

増田副委員長 特措法。あれがあって、やっぱり自治体には自治体としての、それを自治体版に取り 決めた条例を、奈良県の場合も多数の自治体がそういう条例を制定されて、積極的にそうい う規制をされておると。若干、何回も言うようですけども、今回の松林議員からの一般質問 にございましたように、空き家についてはご多聞に漏れず、ほかの市町村と同じくして、空 き家で困っておられる近隣の方々からの苦情というのは非常に私のもとにも届いております し、一向に手の打ちようがないと。市の窓口の農林課にもお願いしたり、農林課にお願いしたというのは何やと言うたら、その空き家に獣とか鳥とか、害獣とか害鳥とか、カラスとかハクビシン、アライグマとかそういうものが潜んでおって、周りの家にも被害を及ぼす、いろいろと手をつけているんですけども、何せ家主がなかなか、そういうふうなことで、これはもうそういう条例等によって、行政の代執行というふうなことも視野に入れて切り込むといいますか、手を下していただかなければ手段の講じようがないなというふうな空き家も、市内には複数あると伺っておりますので、その辺のところを踏み込んで、いつごろそういうふうな対策まで講じていただけるのかなと、こういうことを聞きたかったんですけども。これ、2回目ですかね、私。

下村委員長 2回目か、もう。

増田副委員長 2回目やね、ほな、ちょっとそこお願いします。その前のやつ2つは、もしご答弁できるようやったら、また。なかったらいいですよ。もういいですよ。

下村委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの増田副委員長の ご質問にお答えさせていただきます。

空き家対策に係る条例制定の可能性というところでございますけども、先ほども課長から一部答弁ございましたけども、平成29年度、平成30年度にかけまして、それぞれ市内の空き家の実態調査及び空き家の所有者等に対する意向調査を実施させていただきました。それを踏まえまして、平成31年度で考えております施策といたしましては、まず本市が人口も増加しているという傾向もございますので、まず今ある空き家を極力使っていただこうという発想、利活用を促進していくというアプローチの中で、データベースの構築でありますとか、あとは具体的な相談体制の構築をしてまいりたいという姿勢で考えてございます。その中で、ただいま副委員長のほうからお話があった、空き家の中に野生生物がいるとか、やはり本市ならではのような話もございますので、そういったものは先ほども課長の答弁でございましたけども、課題を幾つかモデルケースとしてピックアップさせていただいて、その中でちょっと、その対応策についての検討を合わせて進めてまいりたいと考えております。

一方、条例化の話でございますけども、先ほど副委員長からもお話ありましたとおり、既に国の方で空家等対策の推進に関する特別措置法といったものがございまして、こちらの法律に基づいて既に市町村において助言、指導、勧告、命令、行政代執行といった措置は、既にできる体制になってございます。また、具体的に措置を進めるに当たっても国のガイドラインがございますので、一応、その法律に基づいて直接、このようなことは行うことができます。実際にどういった条例を盛り込むかというところにつきましては、今後次年度、仮に予算いただければ、その相談体制というのも整ってまいりますので、その中で具体的な課題等々が見つかってまいりますので、既にその法律はありますけども、それだけでどうしてもカバーできない部分というのが抽出されてくれば、それはまさに独自の条例という流れになってまいるかと存じますので、そういった順を追っての検討ということで進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村委員長 增田副委員長。

増田副委員長 条例がなくてもちゃんと、今お話ございましたように、利活用の部分と、それから近隣への特定空き家といわれるものに対する取り組みと並べて空き家対策を講じていただけるということであれば、あえて条例をつくる必要もございませんけれども、どうしても進まないという状況であればやっぱり条例等をつくって、的確に処理のできる体制を整えていただかんとあかんの違うかなと、こういうふうな思いでお願いしたわけで、平成31年度に予定をしていただいているこの100万円を使ったモデル事業がそういう1つのステップ、ちゃんとこういう方法で、こういう特定空き家についても市で解決していけるんだと、そういう1つのモデルを、とりあえず1つ、2つと積み上げていただく年になるのかなということを期待を申し上げておきたいと思います。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 それでは質問させていただきます。35ページになります。

35ページ、2款、これは1目一般管理費ですけれども、そこの上から3行目、企画政策課の13節委託料です。13節委託料で法律相談業務等委託料とあって、274万4,000円ほど入っております。この内訳、どういう法律業務の委託なのかということについてお伺いします。

次、36ページ、下のページですけれども、これについても同じ目になりますけど、入札契約事業の管財課の中に、13委託料で業者管理システム、これは保守と改修、両方入っていますけれども、この業者管理システムというのがどんなシステムなのかということを教えてください。

それからあと、61ページになります。61ページに、2款総務費の1目監査委員費というところに、この監査委員についての報酬というところで、監査委員の報酬2名ということで議会からも代表が出ているところでありますけれども、私一般質問で、できたら監査委員会については専任性の体制でやっていただきたいというふうに申し上げたところなんですけれども、この監査委員会事業の方で、今年度どういうことを考えておられるかということをお聞きしたいと思います。この3点です。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。ただいまの谷原委員のご質問です。

法律相談業務委託料の内訳でございます。まず、無料法律相談業務委託料といたしまして、 葛城市の新庄庁舎、當麻文化会館の2カ所におきまして、第3木曜、第4木曜日において市 民の方を対象に法律相談を行っておる事業でございます。金額につきましては95万9,200円、 これは奈良弁護士会に委託して事業を行っていただいております。次に、顧問弁護士委託料 といたしまして78万4,800円、これは川崎法律事務所というところに、行政職員が法律問題、 民事、刑事問題などに対して、顧問弁護士に電話もしくは直接出向いて相談をするための費 用でございます。それと、最後ですけども、訴訟弁護士委託料といたしまして100万円、こ れは枠どりといたしまして計上いたしております。それで合計274万4,000円ということでご ざいます。

以上でございます。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしくお願いします。

業者管理システムの内容でございます。これにつきましては指名通知の作成、それから業 選の書類等の作成ができるシステムでございます。データベースになっておりまして、事業 名、業者名を入力することによって検索が可能ということでございます。今回の改修委託料 につきましては、新年号及び消費税率の変更に伴う改修を予定いたしております。

以上でございます。

下村委員長 副市長。

松山副市長 監査委員の体制についてのお尋ねでございますが、監査委員事務局の方から後ほどご答 弁いただくと思いますが、多分、委員、体制といいますか、人員配置等についてお聞きただ いていると思いますので、これは監査委員だけで独立をして職員を雇うわけではございませ んので、市全体としてまずはご答弁を申し上げたいと存じます。

端的に申し上げますと、体制については強化を図っていきたいという方向で、現在人事について最終的な調整をしておるところでございます。具体的な内容につきましてはもうしばらく明らかにできませんので、お待ちいただきたいと存じます。あと、個別の監査の方法等につきまして、多分、事務局のほうから説明の用意があると思いますので、もし説明があればお願いしたいと思います。

下村委員長 中井局長。

中井事務局長 監査委員事務局から答弁させていただきます。

監査委員の報酬についてでございます。監査委員の報酬につきましては、地方自治法第195条第2項に規定されておりまして、監査委員は我々の市町村は2名となっております。そして、また第196条の第1項で、監査委員は市長が議会の同意を得て識見のある者1人及び議員1人を選任するとなっておりまして、地方自治法第197条では、代表監査委員の任期は4年、議会選出の監査委員の任期はその任期となっております。このようなことによりまして、葛城市の監査委員は2名で今、構成させておりまして、代表監査委員につきましては月額3万円掛ける12カ月の36万円、議会選出の監査委員につきましては月額2万5,000円の12カ月で30万円、合計66万円を今、予算の方に計上しているわけでございます。そして監査委員の、どのような今年の仕事、監査を行うかということにつきましては、毎月行っています例月出納検査、決算審査、定期監査、行政監査、随時監査等が考えられますが、今副市長が言われましたように、もし体制がふえればこれ以上のことができるかもわかりませんので、そのように今のところは答弁させていただきます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございました。最初に質問いたしました法律相談業務等委託の中で、訴訟についての弁護士費用ということで100万円枠どりしているということなんですけれども、現在、

社会福祉法人に対する不当利得返還請求等に伴う訴訟がありましたけれども、それ以外に私、一般質問の中で、国庫補助金返還金にかかわって過失責任を問うということをぜひやっていただきたいというふうにお願いしたわけですけれども、そういう見込みもあってのこの100万円の枠どりなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、2つ目ですけれども、この入札の問題であります。指名通知等作成ということ で、実際に入札をやっていけば、それを書類をつくっていくということのシステムだと思う んですけども、ホームページにも毎回入札状況、アップされております。私もそういうのを 見て行くわけでありますけれども、これについては、ちょっと聞き方がどうかとは思うんで すけれども、岡本委員からお話があったこととも関係するんですけれども、要は予算組みま した、あるいは一般補正予算通りました、なかなか入札にかからない、契約かからない。ず っと見ていて、ホームページ見て、いつなんだろうかと、これはやはり、最終的に随契にな んてなったらもってのほかなんですよ。やっぱり期間を見て、先ほど岡本委員さんおっしゃ ったように、期間を見て準備をして、入札にかけて安く抑えて、市政に対する負担を軽くし て、ほかの方にサービスを回してほしいというのが我々の願いですので、それがとどのつま りであって、随契なんていうことになると、結局高値の契約になってしまうと。だからそう いう点で、何かそういうことは管理されているのかどうか、管財課で。「おい、ちょっと遅 いで」とか、「どないなってんねん」とか、これはシステムの問題やと僕は思っているんで す。岡本委員は姿勢の問題だというふうにおっしゃるんだけれども、私は2庁舎で職員の数 少ない中で回っていないんじゃないかなという思いもあるので、何かそこら辺で、実際にそ ういう入札管理というか、実際に予算、議会決めたのに、そこら辺の方はこんなシステムと は関係ないのかなと思ったので、ちょっとお伺いしました。ちょっと何かありましたら、お 答え願いたいと思います。

3番目は、監査の件については副市長からお答えいただきましたので、ありがとうございます。

以上、2点ほど質問いたします。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。ただいまの谷原委員のご質問に ついて、お答えします。

まず、平成30年度に行っております裁判についてなんですけど、その件につきましては着手金として既に弁護士事務所に払っておりますので、平成31年度については新たな費用は発生しないと確認しております。それと、損害賠償請求等新たな訴訟に関する費用についてのご質問なんですけども、これにつきましては、担当課になります建設課と相談に2度ほど出向いております。その件につきましては、県等の関係課との調整もあるということで、これからも建設課等と一緒に協議しながら進めていくということで、現在行っております。

以上でございます。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしくお願いします。

ただいまの予算執行の管理という部分でございますが、それにつきましては管財課の方では管理はいたしておりません。予算執行の管理については当然、担当課が当初予算、それから補正予算について当然管理しているものであるという考え方のもとで、管財課の方では逆に担当課から施工伺いなり指名業者の選定の書類をいただいて、入札、契約の事務を行っておるというのが実情でございます。

以上でございます。

下村委員長 吉村部長。

吉村総務部長 総務部の吉村でございます。よろしくお願いいたします。ただいまの早田課長の答弁 に補足をさせていただきたいと思います。

まず、業者の管理システムと予算執行が連動していないというお問い合わせでございます。確かに、業者管理システムは単体のシステムでございまして、予算がついた、ついていないというところまで管理をしているものではございません。早田課長申し上げましたように、それぞれ予算要求した担当課が執行をするというのが大前提ではございますけども、ある意味予算管理、予算執行の管理という意味では、総務部所管という部分もございますので、当然ながら気がついた部分につきましては、担当課の方にお声をかけさせていただいておるところでございます。そういった中で、それぞれ担当課のところで諸事情があっておくれているものというふうには考えておるところでございますけども、気のついたところは声をかけているというような状況でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございました。よくわかりました。裁判の方につきましては、県との関連で調整しているということであります。必ずしも裁判で解決するのがいいとは私も思っておりませんが、そういう中で、市民の皆さんに確かな損害でありますので、これ、市の財政から持ち出した1億6,000万円もというのは、大変な金額ですので、何らかの手当てを引き続き考えていただきたいと思います。

次に、この予算執行の管理ということですけど、これはずっと一貫してこの議会でも問題で取り上げられてきました。気づいたら担当課に声かけということで、ご苦労だと思うんですけれども、私なんか厳しく言えば、こんなん人事評価で一発です。民間企業だったら、人事考課で。こいつ、サボっているなということですやん。だから、そんなことはやっぱり、うまくいかんのだったらシステムでやると。サボっているのか、それとも人が足らないのか、とにかく議会が決めた予算執行についてはそれなりにめどを持って担当課でやっていく。おくれているんだったら何か原因があるはずですから、人が足りないんだったらそういう判断もあるだろうし、あるいは何かでつまずいて困っているんだったら、もうちょっと別の解決というのがあるので、ここら辺の執行のシステムを何らかの形で、これが人事評価で即結びつくようなことにならないようにしてほしいんです。私だったら人事評価、上に立つ者だったら、人事評価で市政を問うということになるというのは、私はよくないと思うんです。だから、何かシステムの形で、ちゃんと執行ができるようにお願いしたいと思います。

以上です。

下村委員長 ほかに質問ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 それでは、人事の方で伺っていきます。

まず、私、伺いますけども、今年の職員の予算書を見ますと、322人。そこで、嘱託、パートの人数を教えてもらいたいのと、それから平成30年、平成31年の職員の採用人数、それと、大体、例えば20代が何人とか、30代が何人ぐらいというので教えてもらいたい。名前までは結構ですので。

それと、いわゆる問題になった再任用の話です。今、今年の定年退職14名ということを聞いているわけやけども、この14名が全て再任用になるのか、今、いろいろ聞いてみますと、冗談半分かどうか分からんけども、年金もらわれへんねやから、年金もらわな雇ってもらうのは当然やと、こういうふうなことも耳にするということで、再任用の考え方というのか、その再任用制度で多分、いつやったか、平成10年か平成11年ごろに再任用制度、始まったと思うんです。そのときに、いわゆる技術屋さんとか、例えば職員を指導するとかそういうようなことであったものが、今は年金の関係で延びてきたということで、私の言いたいのは採用したらあかんということやなしに、やっぱし再任用で採用するとしたら仕事を、この人にどの仕事をしてくださいという形でするか何かしてあげないと、その課に配属されたらこの仕事をしてくださいよというような格好で与えてやるとか何らかしないと、いわゆる再任用で採用されても権限がない、今まで課長、部長という形で仕事しとった。ところが今度は一般職員となるんか、そういうような格好になるので、その辺が非常に難しいと思うんです。再任用は、私はしたらあかんと言うとるんやなしに、やっぱり再任用するんであれば、今言うたように仕事を持ってもらう。

県庁なんか私はわかりませんけども、県庁行っておられる職員さんなんかやったら大変忙しいと。私、給料半分やのに、こんな同じように働かなあかんと、こういう話をしておられる人もおられます。それから民間に行っている人もいてるし、県職の場合は大半が民間にあっせんされて行っているというようなことになっているわけやから、その辺を、考え方というのか、仕事を与えてちょっとやっていくというふうにしないと、いわゆる1つの課で、例えば5人なら5人張りついたら、人数的に再任用の人が1人にカウントされるわけやから、やっぱりそこらをきちっと人事配置をしてあげないと困るのではないかなということで、話をさせてもらっております。

そのことにかかわって、社会保険料、去年から見て2,300万円も上がっているわけやから、 パートさんが、多分ふえているのかどうかと思いますけども、その辺だけお聞きしたいと思 います。

下村委員長 ちょっと、答弁しにくいところあると思いますけれども、よろしくお願いします。 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしくお願いします。岡本委員のご質問に対して説明をさせていただきます。

まず、本年度の職員数322人に対しまして、嘱託職員が94名です。昨年度96名、そしてアルバイトにつきましては132名です。これにつきましては、昨年度は66名、最後にご質問いただいている社会保険料の負担金がふえている主な要因とも関連しますが、保育士、学童保育指導員、学童保育の補助員等が主な、このアルバイト66人から132人にふえている内訳でございます。

それから、2つ目の質問ですが、採用者数についてだったかと思います。採用が、今年平成31年4月採用分としては22名、この内訳が一般事務職14名、保健師が2名、それから保育士、幼稚園教諭職が6名となっております。昨年度が18名に対して、今年は22名でございます。年代、年齢層についてご質問いただいているかと思いますが、幼稚園と保育士職を除いての説明になりますが、20代が40名、30代が約60名、40代が約……。

(発言する者あり)

前村人事課長 すいません。採用は、35歳までの採用について募集をいたしておりまして、ちょっと 今、それは集計かけさせてもらいます。

その次の再任用について、まず制度の方から説明をさせていただきますと、再任用につい ては葛城市職員の再任用に関する条例というのがございます。この中で、25年以上勤続して 退職した者であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者 ということの条件で再任用を行うことができるという規定になっております。質問の中でも 触れていただいています年金の、葛城市職員の雇用と年金の接続に関する方針というのが別 にございまして、この中には平成25年度から年金無年金期間の対応として、国において分 限・免職事由に該当する場合を除き、定年退職する職員が再任用を希望する場合は、当該職 員が年金支給開始年齢に達するまで再任用するものとされているという方針がございます。 この方針と条例等を考慮しまして、再任用に当たらせてもらっているのが現状でございます。 再任用職員の働きというか、モチベーションにつきましては、やはりヒアリング等、人事 配置等を考える中で行わせていただいておりますが、やっぱりこれまで多くは重責にあった 部長・課長職から2級職に変わるというところで、一旦指導的な相談役、全体を見渡したよ うな配置ができたらとは思うんですけれども、なかなか職員数、事務量との配置の関係で、 即人数が欠けているところに当たっていただいているというような現状もございますので、 これにつきましては今後、しっかりと検証していかないといけないと思っております。 以上です。

下村委員長 よろしいですか。

岡本委員。

岡本委員 それぞれ答弁していただきました。昨年から職員の人数がふえているというのは、採用人数がふえたということになっているわけやな。結局、今は定年退職の人数に対して、同じだけ採用していくという考え方になっておるわけやな。そこへプラス再任用ということになってくる、ということになってきたら、今トータルで見ていたらパートもふえたということやけど、年々ふえていって548人となっとるわけやな。職員、いつも多い、多いと、こう言うとるわけやけど、ただ、今年やったら322人の職員に対して、いわゆる548人、1.7倍ぐらい

になっておると。

で、私、思うのは、厳しいせえということやなしに、あんまり職員が多いの違うんかなと。例えば保育所とか、同じようにパートで、あるいは嘱託で配置されたら、目いっぱい働かなあかんわけやんな。ところが、一般職でいたらなかなかそうでもない。先ほど言うたように、やっぱし課長なり、指示が出しにくいというのが実態やというふうに思うので、今おっしゃってはったようにその配置の問題やということやけども、ある程度私は人事配置を、いわゆる人事課からそこへ行って、もちろんその課に配属されたら課長は中の仕事をきちっとかかわっていくということにはなるわけやけども、なかなかそれは難しい。であれば人事課の方で、この課へ行ったらどの仕事をしたらどうですかというぐらいに言うてあげたら、配属された人も働きやすいやろうし、そうしないとやっぱ、じっとしてはったら目立つわけやんな。先ほど言うたように、再任用したらあかんと、私言うてるのやなしに、やっぱし市民から見た感じでともに仕事しているというふうにしないと、なかなか難しい。そういうことで、一応、私は案として、人事配置をするときに仕事を、この仕事をしなさいということも言うてあげたらどうかなというふうに思っていますので、回答できるんならしてもらってもええし、できへんねやったら、もう結構ですので。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。岡本委員からご提言いただきましたので、その趣旨については真摯に受けとめて、できるものについては実行していきたいと存じます。

県庁の例とおっしゃいましたが、私、以前おりましたので、それからご紹介いたしますと、 県庁の場合は、再任用の場合には完全に主事という扱いですので、また30年ほどさかのぼっ て、かつて座っていた入り口のあたりに座って、まさにそれぞれの業務をこなしていただい ています。それから、県庁ほど業務が多種多様ではございませんが、市役所においても多種 多様の業務がございますので、定年退職なさる年度によっては、必ずしもかつてそれぞれの、 退職なさるご本人が経験をした職場に配属できるかどうか、これはそのときそのときの事情 によりますので、それもわかりません。したがいまして、課長の方は指導的な立場で助言と いうふうなことも、先ほど申し上げましたけども、あくまで再任用職員につきましても一職 員、1人カウントとして十分にお働きをいただけるように、そこは確認をいたしながらそれ ぞれ、できるだけ適材適所で活躍いただけるように、これからも取り組んでまいりたいと存 じます。

以上でございます。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

西川委員。

西川委員 これは45ページです。一番上の、すむなら葛城市住宅取得事業補助金、今、平成30年度は 300万円で、今平成31年度、370万円、ちょっとふやしてもろうてますけども、平成30年度、 まだ3月の末までですから、これ、どんな利用状況なのか、どんだけ利用されているのか。 この制度そのもの、新築やったら幾ら幾らの補助やとか、これ、中古住宅でもこれ補助する のかとかいうことをお聞きしたい。

それと、これ、楽しみにしててん。市長が5万人、5万人言わはるから、どんなもの出してきはるのか。人が、葛城市に向かって住みたいと、住むならというか住みたいと思うのは、別にこの補助だけではないと思います。18歳の医療の無料化とか、いろいろ学校の整備、環境のあり方とか、水道料金が他市町村よりもちょっと安いとか、そういうふうな、いろんな総合的なことで葛城市に住みたいというふうにされるんやろうとは思いますけれど、余りにもここまで、所信であったか市長が言われた、そのときに葛城市は微増できとったのに、奈良新聞の人口統計で。そのときだけはぽんと、何かマイナスになったときがあるんです。それをこれ、定住人口の増加及び地域経済の活性化を図るというふうな予算案の概要の中に書いてあるけれども、この370万円でそんな5万人の構想が、これ、はっきり言うて住む人は具体的なんですよ、具体的。選ぶときは、こういう補助金がどうあるかとか、水道がどうやとか、ほんで、保険、18歳がどうやとか、住む人はもう具体的やからね。

そのときにこれ、1回補助金、何の補助金やったか使うて、山下市長のときは電車の吊り 広告で、葛城市に住んでくれと、ええとこでっせという宣伝もしたし、阿倍野の方の駅で、 葛城市に住んでくれと、そういうふうな積極的な打ち出しをしているんや。5万人構想を打 ってはるねんから、どんだけのことをしはるのか。5万人になったら、いろんなことを考え てはるのか知らんけども、基盤整備も必要になるけれども、そんな、言うわ減るわと、ほん でこんな政策やったら、ほんまにそんな構想がいくんかなというふうなことを聞きたい。

それと、ちょっとはっきり覚えていませんけれども、国交省やったと思うけども、多分定期借家のあれを利用しながら、ある程度僕らみたいな年代の、もうちょっと上の方々が、子どもさんらが全部出て自分1人になって、ちょっともう息子のところへ行こうかとか、いやいや、有料のホームへ入ろうかとか、そういうふうなんを思ったときに定借を使いながら、ちょっとそんな国の制度があるか調べてほしいんやけども、例えば改築をやって、それを国なり市町村なりがバックアップしたって、それで貸す側、借りる側を引き合わせて、これ中古住宅も先ほどの空き家、壊れるとかそんなんじゃないですよ。そんなんじゃなしに、まだまだ使える空き家というふうなものにちゃんと入って、その制度があると。例えば借り手が、よう家賃とか、そういう、定借やから払われへんときには、国がかわって払っていくというような制度もあるというふうに聞いているんやけれども、これは中古住宅をというか、だんだんと国としては中古住宅がどんどんふえていくので、そういう制度があると。そんなんも研究してこういう政策を、市長の思いがあるんならよう考えて政策を打ち出してもろうたほうがええんじゃないかなと。最後はいろいろ言いましたけれども、この70万円ふえてあるのはどういうことなのかお聞きしたい。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。ただいまの西川委員のご質問ですけども、平成31年度で370万円に予算上がっておるということで、まず実績について申し上げます。

まず、平成29年度におきましては、決算額といたしましては373万円、新築が2万円なんですけども109件、中古物件が1万円で2件、その内訳なんですけども、市内転居の方が58

件、県外からの転入7件、県内からの転入46件ということで、内訳はなっております。それで、平成30年度2月末現在の数字でございますけども、新築2万円の分が77件、中古1万円が3件、これにつきましては、内訳ですけども、市内転居が40件、県外からの転入6件、県内の転入34件ということでございます。なお、この制度につきましては、平成26年の10月に市制10周年記念を施行して導入した補助金制度でございます。その後、平成28年に総合戦略プランでも人口増加を目指すということで、子育て世帯に対しての子育て加算ということで、1人当たり1万円ということで、新たに加算金を付加しております。現行そのように、今年度も、現2月末時点で380万円を超える状況でございますので、次年度につきまして、予算をまず370万円ということで予算計上させていただきました。

それと、この事業効果と申されました件なんですけども、この制度を利用されている方に 簡単なアンケート調査を実施いたしまして、そもそも葛城市になぜ転入されたのかというア ンケートも、簡単な形ですけども窓口でさせていただきました結果ですけども、やはり葛城 市の環境がよいから転入してきて、この制度があるから転入してきたという方はやはり少な く、後づけなんですけども、この制度をご利用されているという状況でございます。なお、 この施策について、あくまでも葛城市、現在も人口ふえておりますので、その呼び水の1つ といたしまして継続して実施していくということで、平成31年度以降も継続して実施すると いうことで考えております。

以上でございます。

下村委員長 西川委員。

西川委員 この制度は別に、人口をふやすための制度ではないんやと、こういうことやね。それやったら、やめたらええんちゃうんかいな、これ。そんな答弁やったら。ほな、あと市長と、答えてくれたらええ。そんなら、環境がええからなんて、何をもって環境がええからと言うて来ているのかどうかようわからんけれども、さっき言うたように具体的やいう人、若い人らが葛城市に住むというのはすごいシビアやし、具体的な条件やと思います。やっぱりこれ、あるよりない、普通ならあるほうがええんですやろう。せやけども、僕はこの制度だけでは市長が言うてはる5万人なんていうのはなかなか届かへんやろうと、この制度だけでは。こんなんと違うねんと言うねやったら違うやつを、だいぶ前から言うてはるんやさかい、打ち出していってくださいよ、そんなん。こんなん要らんねん言うんやったら、やめなはれ。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。西川委員の方から、非常に葛城市の将来に向けての根本的なご質問をいただいていると承知をしております。

課長の先ほどの答弁、多分本人もそう言ったつもりはなかったとは思いますが、まずは委員もお述べのとおり、人口5万人の達成に向けましては、唯一の特効薬というか、1つの取り組みだけで達成するものではございません。いろんな施策の組み合わせになってくるかと存じます。既存の制度といたしましては、ただいま話題になっております、こういった、すむなら葛城の補助金、これも多分、いろんな住宅を探されるときに、最初から目標が1つではなくて、いろんなところの比較検討をなさると思います。葛城市周辺の市町村の住宅もど

うか、交通事情もどうか、いろんなことを比較、考慮される中で、最後の一押しといいますか、これも判断材料になればといった形の補助金であろうかと存じます。

それから、予算委員会冒頭の方で、杉本委員からご質問いただきました2人乗り自転車の補助金でありますとか、あるいはソーラーパネルの設置に対する助成でありますとか、あるいはそもそも教育においては非常に定評いただいているとおり、葛城市の教育力についての評価でありますとか、あるいはこども・若者サポートセンターの設置を含む、来年度はこども未来創造部をつくって、更に子育てに手厚くしていこうという葛城市の姿勢でありますとか、いろんなことについてまだまだアピールをしていかなければいけませんし、逆に今、葛城市をお選びいただいて住みかえをしていただいている皆さん、市民の方々につきましては、そういったことを評価をしていただいて転入をいただいているんだと思っておりますが、こういった取り組みを更に加速をしてアピールをしていくためにどんな施策が必要であるかということにつきましては、引き続き検討いたしながら施策分として完成をさせていかなければいけないものだと考えておりまして、これについては引き続き検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですか。

西川委員。

西川委員 僕は新築やったら2万円、中古でもそんなん同じようにすればええの違うかと思うけども。 それで子どもが1人おったら1万円、ほな、3万円というのは、大きい話ですよ。普通、何 もないところよりも。せやから、この1つをもって言うてるのは違う。先ほどから言うてあ るように、18歳まで医療無料化を訴えているし、今副市長がおっしゃったようなこともいろ いろ総合的に訴えて、そういうふうに持っていくという、それはわかるんやけれども、もう ちょっと具体的なアピール、売り出し、そういうふうなこともやっぱり考えていかんと、な かなか市長が思うてるような人口の伸びなんて、今、全体が減ってあるのに僕はもう無理や 思います。

せやったら、先ほど言うた定借のことも、中古のそれも調べはったら、そういうら辺も多分、いや、ないかもわかりません、国交省がやっているかどうか調べはったら、最近というか、だいぶ前にできた住宅団地なんかでもやっぱり人が出て行って、空き家がどんどんふえていっているわけです、空き家が。その人は貸して、それで有料住宅や、あれは有料老人ホームいうのか、何かそういうら辺のところへ入る1つの、何というか、お金としてそれが助かるなと、せやからそういうふうなことで、定借やから30年以上のことになるわけやから、25年か30年、その間貸して、それでその若い子らもそういうふうなところへ入って改装してという、そういうふうな努力をしながらやっていかんと、新築はええけれども中古住宅がどんどん余っていくという現象が日本は起きてきてあるんやから。そういうふうなんも含めて、いろんな取り組みを考えはったらどうですかという提案だけでございます。これは、今でも370万円ぐらいになってあるわけやから、それでええんやから、もうちょっとこれに色づけをしはったらどうですかということでございます。

下村委員長 答弁は。

西川委員 もうええ。これ、3回目やから。

下村委員長 ここで、暫時休憩いたします。

休 憩 午後4時41分 再 開 午後4時55分

下村委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。

すみません、先ほどの岡本委員の新規採用職員の年代層の内訳について説明することができませんでしたので、今、調べさせてもらいました。説明させてもらいます。

平成31年4月採用分の一般事務職14名中、10代が2名、20代が7名、30代が5名です。平成30年採用の一般事務職13名中では、30代が4人、それから20代が9人。

以上です。よろしくお願いします。

下村委員長 岡本委員、それはそれでよろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

内野委員。

内野委員 よろしくお願いいたします。

ページ数44ページ、2 款総務費の13節の公共バス運行委託料ということで、この予算の概要のところの15ページなんですけれども、今年度平成31年度において880万円ほど増額になっておるんですけれども、過去から私ども、デマンド交通ということもずっと言わせていただいております。いよいよ平成31年度に、何らかの形で変わっていくのかなというふうな感じも日々思っておるのでございますが、その辺、公共バスの今現状の状況と、ここにある停留所、時刻表の取りかえ委託料、この内容の説明をお願いしたいところが1点でございます。もう1点は、ページ数が43ページの15節、交通安全施設整備事業工事請負費なんですけども、これもこちらの概要の中に、15ページなんですけれども、この交通安全施設整備事業というのは、市道における交通安全対策を行い、車両、歩行者、児童、生徒の事故等の減少を目的とするという中にこの項目があるんですけれども、特にこのグリーンベルトは通学路において設置されるのかなと、そのように思うんですけれども、2,000メートルということで、この全体のうちの大体何%が今、大体できているのかというところと、あと、この設置に対してまだまだ残っているのかというところも、ちょっと聞かせていただけたらなと思います。2点、よろしくお願いします。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣でございます。よろしくお願いします。

ただいまの内野委員のご質問、まず、バスの状況の方なんですけども、まず平成28年2月からコミバス運行を開始いたしまして、平成30年度で3年を迎えております。その中で地域公共交通活性化協議会におきまして、現在路線、運行ルート、運行形態などの全体的な見直し作業を行っておるところでございます。

それで、まず予算額なんですけども、予算額の増加の理由なんですけども、長期継続契約

という形で平成28年、平成29年、平成30年の3カ年で長期継続契約を行っておりまして、平成31年度から契約を見直すということでございます。その分で、まずバスの改変なんですけども、平成31年10月からということでございますけども、まず前期分といたしまして4,395万162円ということで、これにつきましては一部人件費等の増額もございますので、少しばかり上がっておる分もございます。また、平成31年の10月1日からは新しい運行形態を目指しておるところなんですけども、予算といたしましては、今の現行の運用形態で環状バス、ミニバスともそのままの状態で、消費税額だけ上がるという形で、枠どりという形で予算額については計上させていただいております。ですので、今後法定協議会等で新たな形態を見直していくということで精査していくので、予算額についてはこの予算で計上しておりますけども、実績額については変わっておるということで、ご了承いただきたいと思います。

それで、バスの改変の状況とおっしゃったんですけども、総務建設常任委員会でもバスの 運行形態の見直しを申し上げたんですけども、その報告を再度するということでよろしいで しょうか。

内野委員 すいません、出ていなかった。

高垣企画政策課長 そうですね、すいません。そしたら、それをちょっと読み上げさせていただきた いと思います。失礼します。

さきの12月で、バスの法定協議会におきまして改変の案という形で出させていただきまして、その概要を総務建設常任委員会で報告いたしました。そのことについて再度ご報告、この場でさせていただきたいと思います。

まず、環状バスにつきましては、外回り、内回りともに現状の5便を継続するという形で運行を考えております。ただし、ウェルネス新庄から先の薑北交差点、若草台、第一健民運動場につきましては利用者数が少ないということで、Eルート(笛堂・薑ルート)に統合することで調整いたしております。

次に、ミニバスルートでございます。A(當麻ルート)につきましては、現行のままのダイヤで運行します。ルートにつきましては、利便性の向上から二上駅前ロータリーにバス停を新設いたします。それに伴いまして、加守消防池バス停を廃止する方向で調整いたしております。

次に、B(長尾・疋田ルート)につきましては、ダイヤについては現状維持のまま、運行ルートにつきましては、利用状況を踏まえまして木戸集落センター、磐城自動車前を廃止し、C(兵家・中戸ルート)に運行されている兵家駐車場、兵家南のバス停を新たにルートに加えて運行することで調整いたしております。

次に、C(兵家・中戸ルート)につきましては、環状線ルートとの重複区間が多いことから、他のB(長尾・疋田ルート)、D(寺口ルート)と統廃合することで調整いたしております。

次に、Dルート(寺口ルート)につきましては、利用状況を踏まえまして、ダイヤについては1便目の廃止、ルートについてはC(兵家・中戸ルート)と統合し、南道穂コミセン前を廃止する方向で、現在調整いたしております。

最後なんですけども、Eルート(笛堂・薑ルート)とF(笛吹・梅室ルート)でございます。このルートは乗降者数が少ない路線ではございますが、市民の移動手段の確保の点から公共交通の役割を担っていく必要があるということで、空でミニバスが走っているというご批判もあることですから、市としては新たな公共交通の取り組みを構築する必要がございます。

現在、葛城市公共交通活性化協議会におきまして検討しております葛城型デマンド乗り合いタクシーとは、予約が必要にはなりますけれど、決められた運行経路を決められた時刻でバス停に停車する定時定路線型で運行するものです。この場合、予約が入った場合のみタクシー等、バス等が運行するというもので、今のようにバスが走るということがなくなり、経費の削減になると考えております。これはあくまで今の段階での案でございまして、この3月に行われます葛城市地域公共交通活性化協議会におきまして、新たな平成31年10月以降の運行計画をお示しして構成員の皆様で議論していただくということで、現在準備を進めております。以上でございます。

それと、次のご質問、委託料でございます。バスの再編に伴う停留所等の再編のための、バス停の委託料でございます。まず、コミバスの環状線ルートにつきましては、73カ所のバス停につきましてバス停の看板を入れかえる予定でございます。また、ミニバスルートにつきましては66カ所、これも同じく新たな運行ダイヤについてのご説明のために取りかえる作業を行う予定にいたしております。あと、作業に伴う一部告知作業などを奈良交通に現在委託いたしておりますので、その作業の分も含まれております。そのための所要の予算を計上いたしております。

以上でございます。

下村委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。よろしくお願いします。

グリーンベルトということでございますが、交通安全の対策事業といたしまして、通学路 点検に伴う交通安全対策事業で行っているところでございます。要望分の何%かというとこ ろでございますが、要望分につきましては全て、ほとんど整備をさせていただいておるとこ ろでございます。この平成31年度の予算につきましても、2,000メートルというのは全て要 望分でございます。それと、全体の何%かということでございます。その辺はちょっと把握 はできておりませんが、当然予算の範囲内で対応させていただいておるところでございます。 以上です。

下村委員長 内野委員。

内野委員 ありがとうございます。総務建設常任委員会での説明もここでしていただいて、お時間いただいてありがとうございます。新たに一部、葛城型のデマンドが運行するということで、そのようになるということで、私、せっかくデマンドが走っていただくならばこの環状ルートの時間帯と、待たんでもいいような時間の乗り継ぎ時間を、ちょっと検討も入れていただけたらなと思うんです。またこの、今言うてる停留所が全て変わるということでございます。じゃあ時刻もきっと変わっていくのかなと、その時刻が変わることによって、何かよくなる

ことってあったら、ちょっと教えていただきたいんです。よくなるというか、メリットというか、今までの時間よりも多くなるのか、少なくなるのか、時間帯どのように変わるのかということをちょっと教えていただけたらなと思います。

もう一つ、グリーンベルトの件なんですけれども、私の中ではグリーンベルトというのは 通学路全体に敷いていただけるのかなと思っていたんですけれども、要望がなければ通学路 であっても引くことはないというなんでしょうね、きっと。わかりました。じゃあすいませ んが、そのバスの時刻編成、停留所の件、お願いいたします。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。ただいまの内野委員のご質問に ついてお答えいたします。

まず、乗り継ぎの便についてなんですけども、これは時刻、環状線ルートも一部変わるということで、全体的な見直し作業がこれから必要になってくるということで、今回の、特にデマンド型タクシー、バスとあえて両方言わせていただきますけど、その乗り継ぎについてはEルート、Fルートの南部の部分だけですので、忍海地区の部分になりますので、乗り継ぎルートが、場所も決まってきますのでダイヤの組み方はかなり難しいと聞いております。ただ、これから検討させていただきますので、それについては考慮して考えていきたいと思います。

それと、バスのダイヤが変わるということなんですけども、これにつきましても今回までに利用状況の方をしっかりと分析させていただきながら、利用実態に合わせた形で変えていくということですので、減便する地域もございますので、必ずしもよくなっているということでもないので、これにつきましては評価は難しいところでございます。

以上でございます。

下村委員長 内野委員。

内野委員 停留所も、そしたらふえるって、今よりもふえるところもあるということですね、見直し やから。もう3回目やな、あかんな。

松山副市長 よろしければ、答弁させていただきます。いいですか。

内野委員 じゃあ、委員長、すいませんが。

下村委員長 全体的な説明ということで。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。委員長からお許しを得ましたので、全体的な説明としても う一度させていただきます。

まずは、公共交通の枠組みでございますが、先ほどそもそも委員のお尋ねに対しまして、 予算額が増額になっております分は、これ消費税の消費税率アップがほぼそれでございます。 そのときの予算の内訳と、今考えて検討しております内容は違うんですという説明をしてお りますが、どうしてこんなことになっているのかということが根本的なところでございまし て、これ公共交通の枠組みにつきましては、これはもともと先ほど申しました協議会、これ は法定の協議会でございまして、地域の公共交通を担ういろんな交通事業者が、それぞれど ういう形の役割分担をしてこの地域の交通を支えるかということを決める枠組みでございます。極論を申し上げますと、民間の事業者が十分に採算のとれる地域で、乗降者数が確保されておれば、そもそも民間のバス事業者等でその地域の公共交通が運営されているわけで、今、残念ながら葛城においてはそういった状況になっていないと。

それに対して、それぞれがどのような負担をし、どのような役割を果たしながら地域の公共交通の足を確保していくかということを決める法定協議会でございますので、これにつきましては市が予算を組んだだけで、そのままの予算のその形がすぐさま実現できる形ではありませんので、そういった意味ではちょっと間接的に市の方でも、最終的には予算の要る話ですから、予算を確保しながらその議論に参画をしていくということでございます。

そういった中で、今現在市の方で次の再編に向けて、これは負担、必要性とそれから負担 については、これ税で負担するわけですので、そのバランスが、どのあたりでバランスをと るのが一番いいのかということを十分に考えながら、議論をしている中での今の市の案と申 しますか、協議会の事務局案、たたき台についての説明を、先ほど課長の方から申し上げた 次第でございます。

その事務局案のたたき台の中では、停留所につきましては、例えば具体的に申し上げますと吉本病院が移転して市内に来られますので、そういった吉本病院の前の停留所でありますとか、若干停留所につきましてはふえるところもございます。それから、利用状況を見ながら必要に応じては、空気を運んでいるのではないかというご批判をいただくようなところについては、これはいろんなバランスの上で多少の減便、あるいは走らせる車両のサイズを変えるとか、本当に乗降者がいらっしゃらないときにはその運行をしない時間帯が出てくるとか、そういったことも含めて、できるだけ地域の足を確保しながら、あわせて負担とのバランスを考えていくという方向で、事務局案については検討している次第でございます。

以上でございます。

内野委員 ありがとうございました。

下村委員長 ほかに。

関連で、谷原委員。

谷原委員 グリーンベルトの件と、それから公共バスの件で、関連で質問させていただきます。

1つはグリーンベルトの件なんですけれども、予算書を見ますと、これは42ページのところに交通安全対策費ということで、生活安全課の交通安全対策事業と、それからこの次のページにある、一番下ですけど、交通安全施設整備事業ということであるわけですけれども、私は、建設課はグリーンベルトを引くという工事をやるのが建設課であって、グリーンベルトの本来の目的は、要は通学路の安全ということだと思うので、これについては生活安全課ないしは教育委員会等と協議はされているのかどうか、この点について1つお伺いします。

それから、あと、公共バスの方ですけれども、44ページの説明のところ、公共バス運行事業の19節地域公共交通活性化協議会というのがあります。これはどういうメンバーなのか教えていただきたいんです。つまり、葛城市内だけの協議会なのか、あるいは近隣市の方も来られての協議会なのか、これについてお伺いします。

下村委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。よろしくお願いします。

当然、そのグリーンベルトを引かせていただくに当たりましては、通学路点検でPTA、 教育委員会、生活安全課、そして、建設課と立ち会いさせていただいて、現地の方で設置さ せていただいておるものでございます。

以上です。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。

地域交通活性化協議会の構成員という部分なんですけども、まず会長が市長でございます。 それと、副会長が区長会長、それと区長会から副会長の方2名で3名、あと、すいません、 各種団体ということで、ちょっと手持ちないんですけど覚えている範囲で、寿連合会会長、 葛城市商工会の関係の方、それから公共交通の事業者といたしましてJR西日本、近鉄、奈 良交通、奈良県のバスの運営協議会というのがございまして、協議会から1名、それと県の タクシー協会から1名です。それと地元のタクシー協会から1名、あと、うちの市役所側と いたしましては都市整備部部長、それと外郭団体といたしまして社会福祉協議会の事務局長 等参加いたしております。それで、また国の機関といたしまして運輸支局の、近畿運輸局の 方から、奈良支局の方から来ていただいております。それと、奈良県の方からも地域公共交 通の担当の方、それと、参加いただいております。そのような構成員で協議いただいており ます。市議会の方から議長と、総務建設常任委員長の2名参加していただいております。 以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。グリーンベルトの方、もう1回お聞きしますけれども、これは例えば大字要望書ということで、地域の道路とかそういうのを整備するということで、基本的には大字要望が上がらないと、これは計画には乗らないのかどうかということをお聞きしたいんです。今、敷設するときは立ち会ってということだったと思うんですけど、先ほど要望があったと、要望でということをお伺いしたので、基本的には大字要望か何かないとあかんのかと、これが1つ。

それからもう一つは、先ほどのバスの件ですけど、協議会には他市町村の方は入っていないということなんですよね。県の方から来られているということなんですが、これはちょっと要望ということになるんですが、実は済生会病院とか、高田市立病院とか、病院に行きたいという方のお声が大変強くて、これは葛城市内に病院がなかったと、そのために国保料も安かったわけでありますけども、国保の医療給付の水準が低かったということもあるんですけど、大変そういうことがあって、どうも調べてみますと他市町村との乗り入れで、国の方も他市町村との乗り入れの場合は別に補助金がついていたりしているようですから、実際に地域交通といったときに、その地域の中に収まらないと。特に病院なんか、葛城市なかったわけですから、その意味ではちょっと他市町村との協議がどうなっているのかなと、そこら辺の要望で進まないままになっているんじゃないかなと。高田市立病院の方は回るようにな

ったんですけれども、そこから先、また駅まで行きたいとか、何かそういう要望が出たりしますので、一定改善された部分と、さらに他市町村への相互乗り入れ、それがどうなっているかというのをちょっとお聞きしたいんです。

下村委員長 松本課長。

松本建設課長 建設課の松本でございます。今の質問でございますが、当然大字の方にも要望はありますかという確認はさせていただいております。メインとなっておるのはPTAからの要望でございます。

以上です。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

ただいまのバスの法定協議会、他市町村との状況でございます。まず、高田市の方から、市民病院の方なんですけど、仮に乗り入れるとかそういう協議をする場合は、高田市の法定協議会ございますので、そちらと協議いたしまして、こちらから出向いてその協議会へ参加して説明するという流れで、向こうの法定協議会の方で了承いただくと。それと、済生会の方の、御所の方の病院には行けないのかという話でございますが、それも3年前の協議のときにも話は出ておったんですけども、既存の奈良交通の路線バス、24号線にございますので、その点があるということで無理に、競合するということで乗り入れがちょっと困難という点も1つございました。また、御所市の法定協議会等との協議も必要になるということでございます。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ありがとうございました。あと、公共バスの方はおいておきます。

グリーンベルトの方なんですけれども、実はついている大字とついていない大字があるということなんです。そこで切れてしまうと、グリーンベルトが。だから、やっぱり計画的につけていってほしいなと思うんです。具体的に言いますと、私の大字では途中まで、忍海とか南新町、きれいについているんですが、うちに来た途端に切れるわけです。そしたら、やっぱり子ども大事にしているんかなという感じになるわけです。子どもたちもここからはグリーンベルトついて、こっちついていないと、同じ小学校区でそういうことがあるので、できたら計画的に、ある程度伸ばすんだったら最後まできちっと伸ばしていただいて、もちろん道路状況があるということは聞いてはおるんですけれども、やっぱりPTAの要望、僕、PTAの要望だけで動くのは、そういう意味ではどうかなと思うんです。結局はその声の強いところとか要望があったところになるので、できたら計画的にグリーンベルトを設置していただけたらと、これはお願いしておきます。

以上です。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 公共バスについてちょっとお聞きしたいんですけども、香芝市さんとかやったら全域でデ マンドタクシーやられていて、桜井市さんとかやったら山手の方だけ一部、交通不便な方に 対応したデマンドタクシーというのをやっておられるんですけども、葛城市も今せっかく見直しの段階で、空気を運んでいるとかという路線を排除してそこの一部の地域、市民サービスの均等化という意味ではちょっと「うん」というところもあろうと思うんですけれども、交通不便されている方、買い物とか不便されている方おられると思うので、そういうのを考慮に入れていただけないでしょうか。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。ただいまの杉本委員のご質問についてお答えさせていた だきます。

まず、香芝市のデマンド交通、タクシーにつきましては、自由乗降型ということでポイントもたくさんございまして、自由乗降ということでかなり市内全域に走っているという状況でございます。なおかつ、また香芝市の話なんですけども、路線バスも走っておるということでかなり二重になっておる部分もあって、かなり、余りうまくいっていないということを協議したときに聞いておりましたので、同じような形ではちょっと考えるのは難しいかなという部分がございました。その中でデマンド交通導入、葛城市の方でしていくということで、まず乗っていない路線についてをどのような形で見直すのかということで、地元の交通事業者の関係も、絡みもございますので、市の中だけで勝手にデマンドタクシー入れますよというのが、先ほどの法定協議会もございますのでできないという中で進めておることでございますので、今後も研究しながら進めるということでよろしくお願いいたします。

下村委員長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと僕も、香芝の方にいろいろ聞いたんですけども、香芝のデマンドタクシー不評というのは、不評でもないんでしょうけども、電話がつながりにくいとかそういう面らしくて、便としてはすごくいいというのは聞いています。いろいろ事情おありと思うんですけども、例えば極端な話、香芝市さん型とか桜井型というのを比較していただいて、ちょっとその中でどういうふうに選んでいくかというふうに資料いただいたら、こちらで確認はさせてもらいます。

以上です。

下村委員長 よろしくお願いします。

阿古市長。

阿古市長 いろんな検討は、実はしているんです。どういうやり方がいいのかという、その中で比較 検討はしているんですけども、ほかの自治体さんの話はちょっと、やめておきます。いろん な検討の中には入っているということです。ただ、ドア・ツー・ドアのやり方ではない方向 で、今、話は進んでいるということです。

それとこれ、今回実は2エリアだけミニバスエリア、2エリアだけのデマンド方式の検討にしています。といいますのが、近畿運輸局との間の中で、1年間に2エリアしか変えられないという前提が入っているんです。ですから、今の南側のと、西のこのエリアのお話が主体になっているわけで、あとのところは、例えばデマンド型、バスなりタクシーなりの方針がいいと思っても、変更は1年の中ではできないという前提があります。ですから、そうい

ういろんな前提があった中での第1弾目の改正がこの10月に行われると。それで改正した後にまたその状況を確認しながら、新たな改正をどうするのやという議論になっていくのやと思います。でも、まず第1弾目の改正がこの10月に行いますということなんです。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 質問させていただきます。

39ページ、2款総務費、1項総務管理費の4目財産管理費の8節報償費です。その39ページのところで、市有財産管理事業、管財課、ファシリティマネジメント検討委員会委員報償費というのがございます。これについてお聞きしたいんですが、まず1つ目、この委員会とは、昨年度3名とおっしゃっていましたけども、その3名というのはどういう方が選出されているのかということと、その3名でどういう内容を検討されているかというのがまず1点目。

2点目としまして、昨年の段階でその3名で1日、昨年度平成30年度、1回の会議の開催 予定というふうにお伺いしましたけども、その結果についてお聞かせいただきたいという、 これが2点目。

3点目としまして、これは平成26年度からずっと続いているわけなんですが、平成26年度、平成27年度は9万6,000円、平成28年度は4万8,000円、平成29年度以降は2万4,000円にずっと減額されているわけなんですが、そもそも市が合併してからファシリティのことはずっと課題になっていまして、やはり重要度高い案件だと思うんですけども、検討委員会、委員の報償費が減るということは、もう会議の回数が減らされているというふうにしか考えられないんですけども、これについて、昨年度は市長ご答弁で、具体的な施設まで落とし込めていないと。この議論については行政の中だけで議論するものではなくて、市民、議員、議会の中でも議論していってほしいというお話がございました。

それを受けてなんですけども、一般質問で、これまでいろんな議員がファシリティについて質問されております。ついこの間の3月議会の一般質問でも、増田議員、梨本議員のファシリティに関する質問で、市長は一定の方向性をご答弁されましたけども、今後この委員会がどういう形で進んでいって、それがどういう形で実現していくかというところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

以上、3点。

下村委員長 早田課長。

早田管財課長 管財課の早田でございます。よろしくお願いします。ただいまの奥本委員のご質問で ございます。

まず、葛城市行政改革推進委員会委員長で、国土交通省近畿地方整備局営繕部営繕調査官 であります川上勇氏、それから奈良県総務部のファシリティマネジメント室長で構成されて おります。それと学識経験者の大阪樟蔭女子大学の先生、それと市民代表といたしまして、 もとの県の営繕課課長補佐であります市民の代表の方3名で構成されております。昨年度の 開催、平成30年度の開催はいたしておりません。今後ファシリティマネジメントを推進する 方向性が決まりました折には、また委員の皆様のご意見を参考にしながら進めてまいりたい と考えております。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですか。

奥本委員。

奥本委員 まず、メンバーについては理解いたしましたが、2つ目の質問で、昨年度開かれていないということ、これはちょっと問題かと思うんです。予算をつけている以上やっぱりやっていただかないと、これは困るんです。特にこの問題については、開かんでいいというような問題じゃないと思うんです。絶対開くべきな話やと思うんですけども、年々これ、回数も落ちてきて、あげくの果てに開かれていないというのは、ちょっとこれは異常事態やと思わざるを得ないんです。ですから、先ほど3番目の質問にまだ答えていただいていないんですけども、これ、やっぱり一般の方も関心あることですし、議員の中でも質問をやって、意識は高いんですけども、最終、それを行政の方が全く会議を開いてもらえなくて、まないたの上にも乗らないということになったら、実際これを今後、誰がどう進めていくんでしょうか。そのあたりがはっきり我々もわからなくて、どれが最終的に、誰が本当に旗振っていくのかというのが、その辺もはっきり、できたらしていただきたいなと思いますので、ご答弁お願いします。どなたでも結構です。

下村委員長 答弁、誰がされますか。

阿古市長。

阿古市長 この質問に関しましても、一般質問でかなり踏み込んで答弁させていただいておりますので、かなり重複した話になると思います。ここに載せております予算計上しておるんですけども、ファシリティマネジメント検討委員会といいますのは、そのマネジメント計画を策定するに当たって設置した委員会でございます。ですから、当初の目的自身は、その委員会自身は達成しておりますので、ただ、じゃあこれがなぜ予算計上の中で、わずかなんですけど乗っているんですかといいますと、やはり一般質問の中でもいろいろ答えておりますので、必要がある可能性があるということで予算計上をしております。今、答えられるのは以上でございます。

FM計画につきましては、総合的な判断をするべき計画やと思っています。例えば、2施設があって1つの施設にします、するに当たっては当然のことながら、財源確保ができないとできません。ですから、その財政にもたらす影響というのは、例えば長寿命化計画を放り込んできている中で、じゃあいつまで使うのか、使えるのか、もしくはそれを更に改修を重ねるのかと、それと、新たなものを建てるのかという、それの比較検討になると思います。その中での、やはりそのときそのときの市の財政というのがございますので、その中でどういう道を歩んでいくのかということは検討していかないといけない。ですから、計画としてはある一定の指標を出すことによって、どういう状況になりますというような検討材料とし

ては出てきますけども、それをもって全ての結論にはならない。その事情に合わせた中で、 例えば市の状況、財政も含めまして、人口状況もそうですけども、政策の方向性によっても 変わりますし。

ですから、当初、一般質問でも私申し上げたのは、庁舎については、これは1つにする方向で検討していく必要があるでしょうという話を明確に、昨年の3月議会のときに、たしか梨本委員でしたか、答弁しました。でも、あとの施設については、その必要性等を鑑みながら議論していく必要がありますよと、ですから施設の性格ですとか、それとやはり一番は財政的な問題やと思います。それがやろうと思ったかて、お金がなかったらできませんから。ですから今言えることは、今の行政水準を、行政サービスの水準を保つためには、今あるものを大切に使っていく作業が必要である。もしくは、その施設の性格によっては弱者といわれる人たち、もしくは子どもたちやお年寄りの方々に対するようなサービス施設であれば、それをいかに大切に維持していくかという考え方も必要でありますよという話をさせていただいているところでございます。予算計上しておりますのは、やはりその必要性を見た中で一定のそのタイミングが、もし議論できるタイミングがあればという思いの中での予算計上でありまして、本来のこの検討委員会の目的は達した委員会でございますので、計画を一応もう打ち上げた、計画といいますか、成果品ができた時点でこの委員会の本来の目的は終わったものでございます。

以上でございます。

下村委員長 奥本委員。

奥本委員 計画をするための委員会であるという、そのための予算ということで理解させていただきましたが、そしたら、もう計画で終わってしまうんじゃなくて、その先に進めるというのが本来の主目的であるので、それを今後考えていただいていると思うんですけども、やはりこれだけ時間がたっている以上は、やはり余り残されている時間もないと、予算がないからといって先送りにするべき問題でもないので、そのあたりはもう少し早く進めるようにお願いしたいと思います。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡本委員。

岡本委員 委員長の方から早う終われと言われていますので、あんまり長いこといきません。

33ページの一般管理費の、人事課の負担金、県市町村職員年金者連盟葛城市支部補助金5万円とあるわけやけど、これの執行先、それから自治振興費、一括されて、前から言うとるように消防ポンプの、生活安全課に言うてるわけやけど、ポンプの補助金をもろうとる大字の中で点検をしてもらいたいということでお願いをしていたと思うんですが、実際に点検してもらったのか、あるいは点検できへん理由があるのか、やっぱし補助金出してる以上はきちっとポンプも点検していただいて、いつでも稼働できるんやという状態にならないと、まさかに間に合わんということで、その辺のことをきちっとやってもらっているかどうか。

それから、消防防災無線、西川委員から質問あったと思うんですが、この中で……。

下村委員長 岡本委員、ページ数をちょっと、前もって言ってもらえます。

岡本委員 48ページ。工事請負費で6,688万8,000円で、今聞かせてもろうとったら、車載が10台と、その他が50台というふうに聞かされとるわけやけども、結局その車載というのはポンプ車、それからあれか、団長車、それから担当課の乗っとる車、それから婦人消防隊の車、そういうふうで10台になるわけかいな。それと、その50台というのはどういうところに配置をされるんかいうことです。それで、例えばその10台と50台の購入にしてみたら、予算がかなりあるんと違うんかなと。ほかに何か買うものがあるんかどうかいうことを教えてもらいたいのと、いつも言うとるように、外のトランペットの関係が、なかなか答えがお願いしとっても返ってけえへんねん。その外につけるトランペットを今後どういうふうにしていくんかいうことも、一緒に答えていただきたいと思います。

下村委員長 前村課長。

前村人事課長 人事課長の前村です。よろしくお願いします。

岡本委員のまず1問目の、県市町村職員年金者連盟葛城市支部補助金の補助先ということ でございますが、これは葛城市の職員を退職された方々で組織いただいている年金者連盟の 葛城支部というものがございます。そちらへの補助金でございます。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課、竹本です。ただいまの岡本委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、まちづくり一括交付金で、大字の方に補助させていただいておりますポンプ等の点検に関することにつきましてでございますが、こちらにつきましては、まちづくり一括交付金の担当課であります企画政策課とご相談させてもらいながら、各区長さんにポンプだけじゃなしにほかの、以前に全大字に配付させていただきました発電機とか投光器とかも踏まえまして、そういったものの管理につきまして、改めて維持管理等踏まえて点検いただけるように、改めてお願いの文書を出させていただいているところでございます。

それと、移動系防災行政無線につきまして、車載機10局、携帯機を50局の内訳でございますが、車載機につきましては、消防団のポンプ車6分団に対する各1台ずつの6台、市の方で保有しております防災活動車ということで、赤色の箱バンの2台です。で、青色パトロールカーの2台、この計10台分の車載機10台です。携帯機につきましては、消防団の正副団長へ5台、各分団に2台ずつで12台、消防団事務局ということで生活安全課に2台、消防署に1台という形で考えております。

あと、災害対策本部として1台、事業担当課になります建設課、農林課に1台ずつという 形で思っております。それ以外に、災害発生時に活動いただく人員用として、新庄庁舎に10 台、當麻庁舎に10台と、それぞれ宿日直室に、新庄庁舎の場合は日直と宿直室にそれぞれ1 台と、當麻庁舎は宿日直共用ですので1台、消防要員に4台ということで計50台を計画して いるものでございます。あと、整備につきましては、これに合わせて基地局の整備等もござ いますので、そういった関連でそれぞれの整備事業費として今の金額を計上させていただい ているものでございます。

あと、さきの移動系じゃなしに、以前に整備させていただきました防災行政無線デジタル

化に伴う屋外拡声子局につきましては、先日の総務建設常任委員会でもご答弁させていただいていますように、今のところ現状で考えているというところでございます。 以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 先ほど前村課長から答えていただきましたこの市町村やけども、現実は葛城支部ということになっとるけども、実際、葛城支部ではないというふうに思うので、去年は執行してはりますの、平成30年は。それは河合町のところに渡しているわけやな。葛城市、誰に渡してるの。後で答えてもろうたら結構やと思うけども。

それから自治振興の中で、今文書を出すということやねんけども、私は課長にお願いしとったんは、ポンプ補助金もろうたしやっとるけども、実際ほこりかぶっとる大字があるやないかということを言うとるわけ。やから文書を出して区長にお願いするということやなしに、やっぱり自分らで足を運んで、本当にこのポンプはいつでも使える状態になってるのかいうことを確認をしてもらいたいって、何遍も言うとるわけや。もし火災いって、消防団、広域が十分対応できるというのであれば、自警団は要らんわけやん。いわゆる広域来るまで、ポンプが来るまでするのが自警団やから、そのためにポンプが動かないとあかんから点検をしてくださいということを言うとるわけやから、文書を出すということやなしに、やっぱり実際に足を運んで見るということで、もう一度回答願いたいと思います。

それと、防災行政無線、今内訳は聞いたわけやけど、その無線機はあんまり多いとは言わ へんけど、せやけどまだほかにするところもあるん違うの。お金からいったら、まだあと60 台でいったら、無線機1台何ぼかかるんか知らんけども、2万円余りやったらあると思うん やけど、ほかは、まだ基地局とか工事をしていかんなんからこんだけの金額が要るんかどう かということを聞いとるわけや。だから、要るなら要るで説明してくれたらええわけやから、 その点を何をするんかて聞いとるんや。

下村委員長 前村課長。

前村人事課長 この葛城支部というのですけれども、これは要綱がございまして、奈良県市町村職員 年金者連盟葛城支部補助金交付要綱によって補助させていただいていまして、実質當麻町と 新庄町が合併し、退職者で年金を受給されている方々で組織されている構成員の中に補助を させていただいているという分でございます。だから、会員は當麻町職員と新庄町職員のO Bです。

下村委員長 竹本課長。

竹本生活安全課長 生活安全課の竹本です。ただいまの岡本委員の質問でございますが、ポンプ等の 点検につきましては、先ほど言いました文書等でも各区長に案内をという対応でございます が、今後につきましては自主防災組織のあり方であったりとかそういったことも踏まえ、各 大字の防災訓練も踏まえまして、そのあたりのあり方をそれぞれ個別に相談しながら、その 点検も踏まえながら、そういうことを総体的に進めていきたいと思っておるところでござい ます。

それと、整備の仕様につきましては、先ほど言いましたように、基地局と車載10局、携帯

型の50局で、その内訳につきましては、今後これ、入札案件で仕様も出てくるものでございますので、細かくはちょっとご答弁できないかなと思っております。

以上でございます。

下村委員長 岡本委員。

岡本委員 私、なんでこれを聞いたかいうたら、結局、私、その何に入っているわけやけども、葛城 支部というのは名前だけやと思うんです。せやから、恐らくこれ廃止したらええと思うんで す。この金額について、今誰に、受取人誰か教えてもろうたらわかると思うけど、恐らく宙 に浮いていると思うからちょっと根性悪く聞いたわけやけども、時間ないんで議論するつも りはないけども、そこらよう考えて、廃止すべきは廃止しはったらええと思います。

それと、しつこく聞くんやないけども、防災訓練とかいろんなことという話やけども、やっぱし、私言いたいのは、職員みずから足を運ぶというこの姿勢が大事やから、私はきつく言うとるわけや。そんなん、見に行ったって何日かかるねんと。実際に行って、どこに格納してますねんと、見たら自分でエンジンかけたらええわけやん。かかるか、かからへんか。そのぐらいのことをきちっとするために補助金出してあるのに、お金はもらってるわ、補助金もらってポンプは買ってるわ、全然点検もしてないわとなってったら、一生懸命に点検してはるところと一緒にならへん。せやから私は言うとるわけや。どこの大字言え言われたかて、言われへん。おたくらで把握したらわかる話やから、まず足で稼ぐ。この姿勢をとってほしい。それと、今言われた無線のことについて、これから入札するさかいに詳細に言われへんということになれば、そんな詳しいことは聞きませんけども、そういう答弁されたら聞かれへんということやん。

下村委員長 前村課長。

前村人事課長 最初の年金連盟の件ですけれども、これにつきましては毎年監査もいただいていまして、この葛城支部からの収支報告書、計画書等もあります。冒頭説明させていただいたように、新庄町、當麻町合併の協議の中で、當麻町、当初は當麻町の職員のOBが組織していたところ、今現在合併してからは新庄町、當麻町、両町葛城市の職員の退職者で相互の親睦と、それから福祉の増進のため等、いろんな目的、計画のもとに活動されている実態がございます。毎年ちゃんと収支報告書も活動実績も出ております。

下村委員長 阿古市長。

阿古市長 実態のないものに対しての補助金というのは非常に問題がございますので、私自身も総会 の方に参加しておりまして、その実態を確認しておりますし、決算書類等がそろっておりま すので、ご理解のほどお願いいたします。

下村委員長 それはそれで、よろしいですね。

ほかに質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと、最後1つだけ、お聞きしたいです。

予算のことじゃないんですけども、今年度元号の改元が控えておりまして、10連休になる といわれております。その間の庁舎窓口の、どういうふうに運用されるかということを、ち ょっと予算に絡むとはいえ、どこかはちょっとわからないので、一般的な質問という形でお 聞きしたいと思います。対応予定をお聞かせいただけますか。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。庁舎をあける、あけないで光熱費等も変わってまいりますので、一応予算の関連ということで承りたいと存じますが、もっぱらこれ、この担当部局といたしましては、市民窓口課を中心といたします市民生活部の方で中心になって検討しておりますので、市民生活部長の方からご答弁さしあげます。

下村委員長 できるだけ簡単に、わかりやすく。

市民生活部長。

松村市民生活部長 市民生活部長の松村でございます。どうぞよろしくお願いします。

10連休の期間中でございます。結果的には5月1日の日に、午前9時から16時まで市民窓口課の方で証明の発行等もさせていただこうということでございます。転入・転出の異動につきましては関係の部局もございますので、受けずに証明書の発行だけということでございますけれども、新聞紙上でも出ていますように戸籍の届け出等で混雑するのではないかということもございますので、その辺は、戸籍に関しては当然祝日でも受けるということでございますので、5月1日の日に開庁させていただきたいというふうに考えております。これは両庁舎でさせていただきます。

以上でございます。

下村委員長 よろしいですね。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員 私は最後の質問としたいと思います。46ページです。

46ページの2款総務費、9目企画費の、企画政策事業の事業費の中の13委託料、新総合戦略策定準備事業委託料で、500万円を超える委託費が発生しています。これはどういう計画を策定するような、準備事業となっていますのでちょっとよくわからないんですけれども、どういう事業なのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、次、54ページです。これも、これまで議論のあったようなところなんですけれども、2款総務費の1、戸籍住民基本台帳費の目で、説明のところには個人番号カード関連事業、市民窓口課となっているところですけど、いわゆる12の役務費、13の委託料にあるコンビニでの住民票等の交付です。これが昨年度どれだけ発行されているのかという、この人数です。このことについてお伺いします。

最後に、これは先ほどから出ている防災行政無線と関係ある、トランペットということも 出てきましたけども、大体1年近くたってきて、やはり最初に、例えば放送時間についても いろいろ市民の皆さんからご意見いただきました。特に、新庄地区の方は夜かかるというこ とで、大変住民の方から意見をいただいたんですけど、そのときの議論では1年間ちょっと 見てくださいと、要はなれの問題もありますからその上で、たってまた検討しましょうみた いなお話をいただいたと思うんですけれども、この点について今の時点で住民の皆さんから 意見があるかどうかというのをお聞きしたいんです。具体的には、例えばチャイムが鳴らなくなったとか、これは今でもちょっとお伺いするんですけど、あとは、僕もこれようわからんのですが、防災葛城市というふうに、必ず頭に防災がつくことに対していろいろご意見いただいたりするので、そんなクレームがあって、クレームいうのか、何かそういうのが今でもあるのかどうか、そこら辺ちょっと役所の方でも聞いておられるのかどうか、聞きたいと思います。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。ただいまの谷原委員の質問でございます。新総合戦略の策定準備事業委託料の件に、まずお答えさせていただきたいと思います。

総合戦略というのが、もともとまち・ひと・しごと創生法に基づき、人口減少問題、東京一極集中、地方の成長を確保するために、地方創生推進事業を推進するために国が導入した事業をするための計画策定、戦略策定が1つの要件となっております。葛城市では平成27年から次年度、平成31年度までの5カ年を総合戦略の期間として策定しております。その計画が平成31年で終了いたしますので、それを踏まえまして今後も地方創生交付金制度を活用していくという観点からも、総合戦略の策定を行う予定にしております。

なお、平成30年度の12月議会によって補正の予算でお認めいただきました人口の現状の分析作業、将来人口の推計と、葛城市が人口ふえておる状況を踏まえて、その人口の変化が地域に与える影響についてというのが現在分析作業をしておるところですが、間もなく出るところですが、そのデータももとに平成31年度以降につきましては新総合戦略プランという形で、新たにまた、葛城市の新たな総合戦略プランというものを策定する作業をする予定のための費用として計上いたしておるものでございます。

下村委員長 松村部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。ただいまお尋ねの、コンビニ交付の件でございます。

コンビニ交付につきましては、利用できるコンビニチェーンはローソン、ファミリーマート、セブンーイレブンでございます。取得できるものといたしましては、住民票の写しと印鑑証明というところでございます。

平成30年度の実績でございます。3月1日現在でございまして、住民票が201件、印鑑証明が181件、あわせまして382件でございます。参考でございますけれども、平成29年度の実績でございます。住民票が168、印鑑証明127、あわせまして295件ということでございます。以上でございます。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

先ほどの谷原委員の定時放送、トランペットも含めたチャイムの件、まず今現在、5時の チャイムのみ鳴っておるという点と、定時放送の時間も変わっておるということで、市民の 方からのお問い合わせ等ないかということで、お答えさせていただきたいと思います。 まず最初、変えた時点、去年ですか、時点ではお問い合わせ、また元に戻せないのかというお問い合わせ、要望等も出ておりました。ただ現在のところは、大きな声は出ておりません。

以上でございます。

下村委員長 答弁できるの違います。頭に防災がついている。

谷原委員 そういうご意見は聞いているかということだったので、今の答弁で結構です。

下村委員長 よろしいですか。

谷原委員。

谷原委員 ありがとうございます。まず新総合計画については、国の地方創生事業のための、その事業を進めるための計画ということであります。今後、平成31年度以降の新総合戦略プランというものを立てていくための予算ということですけど、私がちょっと気になっていますのは、これは質問なんですけども、市の総合計画というのがあります。それとの関係がどうなるのかということをお聞きしたいんです。これは議会で、市の総合計画については議決事項というふうに議会で決めたわけです。しかし一方で、新総合戦略プランということで、これはまち・ひと・しごとにかかわる、ある意味では総合的な計画になってきますので、そこら辺で、この市の総合計画との関係がどうなっているのかということをお聞きします。

それからコンビニの、住民票と、それから印鑑証明の発行なんですけど、これは54ページのところを見ていただいたらわかりますけれども、役務費で372万7,000円、それからシステムの保守、改修等で約300万円超えるということになっております。言うたら600万円、700万円近いお金になるわけです。そうすると、1件当たりのコストが非常に高いというふうに、私は思います。これはこれで非常に便利にされている方は当然いらっしゃるわけですけれども、やっぱり市としてこの事業として、やはり検討していくべきところがあるんじゃないかなということは、意見として申し上げておきます。

それから、3番目のチャイムの件なんですけれども、私の方はよくまちで聞くのは、チャイム何とかしてくれと、3時と11時ほしいという声を聞くんです。これは農業者の方で、特に外で働いている方なんです。これは岡本委員がおっしゃったように、トランペットもそうなんです。やっぱり外で働いている方がおられるわけです。そういうところに対する防災上のいろんなこともありますので、このチャイムとあわせてトランペットのことは検討課題になっていないのかどうか、これについてちょっとご質問したいと思うんです。

先ほどありました防災の無線の件でも言いましても、やっぱり市民の方は毎日のことなので、非常にこの問題はいろいろご意見もいただくんです。先ほどありました、防災がなぜつくかいうことも、非常に市民の皆さん不思議に思っておられて、ただ先日、私テレビ見ていましたら、あるまちで、水害の災害があったまちで助かったと、この防災行政無線があったから助かりましたと、これは命綱ですというふうなところがテレビでやっていまして、そこも防災何々町というふうに頭に防災がつくから、これ日本全国防災なんかなとかいうふうに思ったりするんですけど、2つぐらい質問入っちゃったんですけど、よろしくお願いします。

下村委員長 松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。現行の戸別受信機の防災行政無線の再整備についての方針 ということで、ご答弁をさしあげたいと存じます。

これにつきましては昨年、一昨年度年度末の3月議会から再三にわたり同じ質問をいただいていまして、それに対しましては何度もご答弁を申し上げておりますので、それにつきまして当方ぶれることはございませんが、再度申し上げたいと存じます。

これは防災行政無線であります。市民が、自分が自分の命を守るために必要な情報を一番 確実に届けるための手法が何であるかということを考えた上で、我が葛城市におきましては、 これは非常に割高ではございますが戸別受信機という方法を選んだのでございます。そのために、この方法の中で従来は屋外スピーカーと併用もしておりましたところを、こういった 戸別受信機という形で整備をさせていただいたと。これにつきましては、結果的に入札等で 安くはなりましたが、予算額としては約10億円の予算を計上いたしまして整備をしたもので ございます。あくまでその整備目的は、非常時に市民が自分の命は自分で守る、そのために 必要な情報をできるだけ確実にお届けをするというためのものでございます。豪雨、あるい は非常に大規模な台風等のときに、皆さん屋内にいらっしゃると。そのときに屋外のラッパ スピーカーの声が聞こえなくて避難行動がおくれた、これは日本全国の中で残念ながら起こ っております、被災をされておりますところで報告をされている事例でございます。こうい った場合に、一番確実にお声を届けられる方法として戸別受信機を選んでいるということで ございます。

その上で、これはやはりコストのかかる整備でございますから平時にも利用しようということで、平時の有効活用の中でこれはできるだけ、例えば大字別の放送もできれば、いろいろエリア別の放送もできる形で、これはデジタルの多重的な放送ができるという仕組みを生かしまして、いろんな形の平時利用もさせていただいているわけでございまして、これはあくまでメインの、防災の用途に対しまして付加的な要素ではございますが、そういった平時利用でも従前のご利用に比べて随分便利になったということのはずでございます、機能的には。その中で若干、これは申しわけございませんが、マイナスというか従前に比べてなくなった機能もございまして、その1つが屋外ラッパスピーカーにつきまして、あるいは定時のベルにつきまして従来あった地域、全域ではございませんがあった地域について、聞こえなくなったところもございますが、それは全体がこういう整備方針でやっている中の話でございますので、何とぞご理解を賜りたいと存じます。

それから定時放送におきまして、頭に防災葛城がついております理由につきましては、ちょっと、申しわけございません、私の方もその点については現時点では答え、持ち合わせておりませんが、また確認の上でご報告をさせていただきたいと存じます。

以上でございます。

下村委員長 谷原委員。

谷原委員 ほぼ1年たったということで、ちょっとまとめて、無線の方はお話しさせていただきました。防災がついている理由についても、やっぱどきっとするんです。だから、普通の定時の 連絡だったら防災つけずにやっていただいたらいいんですが、防災行政無線というと、やっ ば構えるんです。その構えるのがいいんかはわからないですけど、毎日構えるいうようなことがあって、これ、どきっとするんです。だから、本当に、普通の放送やったら普通に流していただいたらありがたいなというのが市民感情なんです。毎日のことなので、できたら再編整備という中でちょっとこの放送のあり方も、もうちょっと考えていただけたらなと思います。

それから、新総合計画の件につきまして答弁お願いします。

下村委員長 高垣課長。

高垣企画政策課長 企画政策課、高垣です。よろしくお願いします。

谷原委員の質問されました総合計画と総合戦略の位置づけでございますが、総合計画は葛城市の今後の行政運営を図るための総合的な指針としての役割を果たすものでありまして、葛城市の全ての計画の最上位に位置するものでございまして、当然、議会において議決案件となっておるもので、重要な案件であるというものでございます。また、戦略との違いは、戦略はあくまでも特異な、特に葛城市が注視すべき事業、先ほども申し上げました地方創生推進事業を行う上で特に戦略として行うための事業を、その整合性をとりながら力を入れるべき事業をつくっていくというためのものでございます。

以上でございます。

下村委員長 予定時間を超えていますけども、ほかに質疑ございませんか。

增田副委員長。

増田副委員長 簡単に、ちょっと2点だけお尋ねをします。

45ページでございます。まちづくり一括交付金につきまして、まずお尋ねをします。先ほど岡本委員の方からもご質問ございましたけれども、私、この概要のところの16ページにも記載をされております、これも毎回ちょっとお尋ねをして、この算出方法についていかがなものかというお問いかけをしているんですけども、まず一括交付金の1つの算出としては地域振興活動事業相当分ということで、100世帯以下のところは12万円と、それから500世帯から100の場合が10万円と。この傾斜配分をされて、まず地域振興活動事業費。

それから、2番目に安心安全事業ということで、これは小さい大字には小さく、大きい大字には大きくという、そういう大字の規模によっての配分、プラス消防ポンプがあるかないか、青パトがあるかないかと。

3つ目が環境美化促進事業ということで、これがちょっと、ようわからんと。均等割44カ大字2万5,000円、世帯割1戸400円です。それから、また均等割4万円と、こういう算出根拠プラス広報紙1戸当たり1,000円と。こういう4つの算出根拠で、この一括交付金を支払っておられるということでございます。

以前にも言って、私、まだ同じことを繰り返すんですけども、考え方としては1戸当たりにかかる大字、区の運営費というのが当然発生をいたします。その分の世帯割1戸当たりの配分と、これはわかります。それから地域を守るために、それが環境美化というふうな表現が正しいんかどうかはわかりませんけども、面積当たりという支払い基準がここに記載されていないんです。その辺のところの考え方について、そういうふうな考え方で地域を守る、

そういう考え方の算出も今後ご検討いただけないかなと、そういう必要もあるのかなということを、まずお聞きしたい。その中でも、この③の均等割、世帯割、均等割と、この中身について、2万5,000円、4万円、400円と、これ、ちょっとお聞かせを願いたいと思います。

それから、2つ目になるのか3つ目になるのか、50ページでございます。ふるさと応援寄附事業、これ非常に話題になって、泉佐野市ですか、いろいろとご批判を受けているやつです。葛城市も、ちょっと私、長い間この地元のふるさと寄附金どうなっているのか見ていなかって、最近見ますと非常にバリエーションが多くなって、いろんな品ぞろえをしていただいているというふうにお見受けをします。

ある方が、すばらしい発想やなと思ってお聞きをしたんですけども、今の国の考え方から いくと、地元製といいますか、葛城市というものを1つアピールするという狙いといいます か、そういう固有の、何かそういうものをプレゼントというんですか、対象品目に選ぶべき やと、こういう国からのいろんな指導もあります。今の葛城市の中の商品を見ていますと、 比較的そういうのが多いんですけども、単価的に、それなりの単価というふうなのもあって もええんかなと。比較的、食べるものとか日用品的なものが多いんですけども、そんな中で 三ツ塚古墳、ご存じの方もおられると思いますけれども、ポシェットが、1,500年前か400年 前かわからんけども、セーム革に漆を塗った金属の飾りをつけた、肩からかける、そういう 地球上で一番古い革製品の、地下から出てきた革製品やというふうに言われていると聞いた んですけども、そういうものをある方が複製をされて、これって葛城市の、少なくても日本 ではこれぞ葛城市と言われる代物と違うかと、こういうものもふるさと応援基金の1つに、 レパートリーに入れてはいかがかと、こういうふうなお声もいただきました。それに準じて といいますか、それのような類いの中で、當麻寺さんとかが非常に古い歴史の中で持ってお られるような、これはいろんなお寺とのお話もございますけれども、當麻曼荼羅であったり 三重塔が2つある、そういうふうなものの関連とか、独自の葛城市のそういう商品を1つ加 えていくというふうなこともご検討いただけないかなと、そういうふうにちょっと思います ので、お尋ねをします。

下村委員長 飯島部長。

飯島企画部長 企画部の飯島でございます。ただいまの増田副委員長のご質問のうち、まちづくり事業一括交付金のうち、市内一斉清掃事業の面積要件のお話についての答弁をさせていただきます。

ただいまご指摘があったのは、昨年度もあったかと思いますが、一斉清掃の事業費の関係であると認識してございますが、確かに面積割についての要望は一部大字から出てございます。ただ市といたしましては、住民さんがご協力できる範囲での清掃をお願いしている趣旨で交付金を交付しているものでございまして、例えば丘の急斜面といった非常に危険なところまで、通常事業者にお願いするようなところまでお願いする趣旨では交付金を交付しているものではございませんでして、仮にそういうものを含めて交付してしまうと、そういうところも含めての清掃をお願いするということになってしまうので、それはまたちょっとお話が違うということになりますので、そういった面積割を単純に適用することについては慎重

に考えてございます。一方、現在補助金申請時にいただいております決算書等も検討材料に、環境課とも検討を一緒にしておりますが、ただ、もちろん決算書という文書だけでは見えてこない部分がございますので、今年度の申請におきましては各大字における一斉清掃の状況も聞き取りしながら、全体の状況も踏まえて検討してまいりたいと考えてございます。あと、均等割の細かいことについては、すいません、今手元に情報がないということで、以上で答弁とさせていただきます。

増田副委員長 違う、その、③のやつを教えてよ。

下村委員長 松村部長。

松村市民生活部長 市民生活部の松村でございます。どうぞよろしくお願いします。

環境美化促進相当分ということで、均等割が2つ出ております。下の4万円の均等割の方につきましては、従来は環境委員さんの報酬という形の分で、以前は個人払いであったようでございますけれども、大字によりましては環境委員さんが4人も5人もいていただきながら、代表者会議という形では1人しかおいでくださらないところもございますけれども、戻れば複数人おられるという形で、個人支払いでない方がいいという形でございましたので、こういう形で区の方に払わせていただいているというのが、この一番下の4万円の部分でございます。あと、上の均等割と世帯割は、先ほど飯島部長の方からお伝えしたような内容でございます。

以上でございます。

下村委員長 米田課長。

米田税務課長 税務課の米田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

増田副委員長よりのご提案いただきました、ふるさと納税の返礼品に葛城市固有のものを加えてもいいのではないかというようなご提案をいただいたところかと思います。現在、葛城市のふるさと応援寄附金に対します返礼品につきましては、14業者56アイテムということで、返礼品の一覧表をつくらせていただきまして、リストを作成させていただいているところでございます。また、返礼品の応募につきましては、葛城市ふるさと応援寄附金事業協力事業者募集要項という内規に基づきまして、随時受け付けも行っているところでございます。ご提案いただきました固有のものを1つ、目玉にできるものというような観点からは、そういった返礼品を入れてもおもしろいのかなというようなふうにも考えられるところでございますので、今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

下村委員長 增田副委員長。

増田副委員長 ありがとうございます。このまちづくり一括交付金は以前に聞かせていただいた、以前は違う形で各大字に配っていたやつを、余りそれから大きく単価をさわるといいますか、変えるといろいろと大字運営に差しさわるので、従前の支援をある一定の根拠ある算式に基づいて割り出したら、こういう項目に当てはめたと、こういうふうに、なるほどと聞かせていただいたんですけれども、ある程度、なるほどなという割り方といいますか、支払根拠でないと、ちょっといかがなものかなと思います。

先ほど飯島部長からお話ございました、傾斜がどうとかということもなるほどでございます。山をお持ちの大字については、限りなく広い敷地面積といいますか、面積をお持ちです。 それなら山間を除くとかということも、算出としてはできるのかなと。ある程度、何回も大字の方からも要望あるとおりでございますので、どこかのところに、やっぱり面積ということも算出根拠に入れていただくことが望ましいのかなというふうに思います。ご答弁、よろしいです。また同じ、検討しますぐらいしかないので。

それから、ふるさと応援給付金、わかりました。そういう1つの募集、業者さんの選定の そういう窓口といいますか、規約に基づいてお申し出があれば内容を精査していただいて取 扱いにも入れることができると、こういうことでございますね。わかりました。

下村委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ほかにないようですので、1款議会費、2款総務費の質疑を終結いたします。

きょうの予算特別委員会はこれで終わりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。また、あす午前中は小学校の卒業式というようなことですけれども、行かれる方、行かれない方ありますけども、午後からまた予算特別委員会ありますので、よろしくお願い申し上げます。

きょうはご苦労さんでございました。どうもありがとうございました。

延 会 午後6時23分